

平成30年小布施町議会6月会議会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成30年6月8日(金) 午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	三輪茂君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎博雄 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項について申し上げます。

富岡産業振興課長補佐から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 最初に、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、順次質問します。

1番、医療費・介護費の大幅抑制のためには。

これからの高齢化の進行と高度医療の発達により、医療費や介護保険料は増加し、それを支える若い世代の人口が減る分、高齢者の負担がふえることは確実視されています。何とか少しでも負担減ができないものかとの思いでの質問です。

（1）平均寿命と健康寿命の差を縮めるには、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の予防に努めることが大切であり、そのためには、「運動」、「食生活」、「禁煙」、「健康診断の受診」がキーワードと言われています。

直近の町民の男女別平均寿命と健康寿命はどのようになっていますか。

ちなみに、厚生労働省の国民生活基礎調査（2016）では、男性は平均寿命80.9歳、健康寿命72.1歳、女性は平均寿命87.1歳、健康寿命74.7歳となっていて、男性で約9年、女性で約12年が不健康状態ということになり、この期間が大部分医療費や介護費の給付になっているわけです。すなわち、具体的には、医療費全体では人口の約3分の1の高齢者が6割以上の医療費を使っているという状況です。

（2）適度な運動が糖尿病や心臓病、足腰の痛み、認知症になるリスクなどを低下させる効果があるということは多くの人を知るところである。わかってはいても、なかなか実行できない人が多いのも事実かと思われまます。

町が取り組んでいるウォーキングや認知症対策などの各種講習会への参加者、あるいは個人として自主的に運動されている方々は、ほぼ固定化しているのではないかと思います。

①運動習慣のない町民の割合はどのくらいだと見積もられているのでしょうか。問題は、運動習慣のない人々から、いかに運動しようとする自助努力を引き出すかではないかと思えます。

②町の行っている運動習慣化へのインセンティブ活動は何でしょうか。

健康ポイント制度、最近では阿南町さんで導入されたそうですけれども、また、社会参加を兼ねた介護ボランティアポイント制度などの導入、中野市さんが始められるウォーキングバーチャルの旅、ウォーキングだけではなく、足腰を鍛えるための、いつでもどこでも手軽

にできる運動の町報などでの紹介、「広報おぶせ」での活動の呼びかけなど、それぞれについての見解を伺います。

(3) 高齢者の健康度は、学童期からの運動も大きく影響するようです。

県も、自然を生かした保育や幼児教育を推進しようと、信州型自然保育（信州やまほいく）認定制度を開始しています。

①幼保育園児や小・中学生の外遊びの状況と公園や里山での協調性、自尊心、忍耐力などの非認知能力を発達させる環境づくりについて町の対応を伺います。

ちなみに、長野市教委では、年中から小2までが、しなのき わくわく運動遊びを始めたことにより、運動好きの子供や総運動時間が増えたとのことでした。

②中学生の運動部への男女別入部状況と「ゆる部活」の創設についてのお考えを伺います。

新聞報道によると、県内の児童・生徒では、特に中学生女子の運動離れが目立っているとのこと。県教委は、次期県スポーツ推進計画で中学生女子の運動習慣を向上させる目標を盛り込む方針で、達成に向け、競争性の高いスポーツではなく、気軽に楽しむことを目的としたゆるめの部活動、いわゆる「ゆる部活」、これは「ゆるスポ」とも呼ばれますけれども、この設置を支援する考えのようです。

③県内の中2女子で、1週間の総運動時間が60分未満とする割合が23.6%で、中2男子7.3%の3倍以上になっているとか、小布施中学校の状況はどのようになっているのでしょうか、町の支援状況について伺います。

(4) 町民の要支援等の状況について伺います。

①町民の要支援・要介護認定者の割合、認定に至った原因、サービス受給者の割合、要介護度の悪化率とその原因、要介護度が改善した割合とその原因、それぞれについて伺います。

②心身の機能が低下するフレイル（虚弱）を本人も含めて家族などが早期に発見するために、例えば老研式活動能力指標（東京都健康長寿医療センター研究所）などのチェックリストを高齢者世帯で利用できるようにしてはどうでしょうか。あるいは、小布施独自のアセスメントシートを作成してもよいかと思いますが、いかがでしょうか。

(5) 後期高齢者で独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯では、低栄養が問題になると言われています。

後期高齢者で独居高齢者と高齢者夫婦の世帯数と食事指導の状況について伺います。ちなみに、全国的には、後期高齢者の約10%が低栄養の状態にあるということです。

○議長（関 悦子君） 教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ご質問の内容に私と林健康福祉課長でお答えするということになっております。（3）番の学童期からの運動についてのみ、私のほうはお答えしたいと思います。

1つ目のご質問の保育園、こども園園児や小・中学生の公園や里山での外遊びの状況についてお答えを申し上げます。

町内の保育園、こども園につきましては、ご質問のありました信州型自然保育の認定は受けてはおりませんが、小布施町の自然豊かな環境を生かして、園外保育・戸外活動を積極的に推進しております。総合公園や皇大神社などの公園、あるいは岩松院や浄光寺などの里山に近い寺院、中条や林のお宮などを訪れて四季折々の自然に触れながら心身を育み、豊かな情操を養うよう努めております。さらに、幼保小中一貫教育の一つの柱でもあります体づくりを推進するために、関賢一先生による体幹トレーニングを、保育園、こども園から中学校まで行っております。

小学校においても体幹トレーニングを継続して正しい姿勢を身につけるため、栗小体操、あるいは30秒気をつけ、柔軟性を向上させるために、ジャックナイフストレッチなどを習慣化しております。さらに、意欲的な児童に対しては、クラブ活動、主に陸上を通して、技能や体力のさらなる向上を図っています。中学校におきましては、体育授業にも、あるいは部活動にも体幹トレーニングを取り入れ、一貫した体づくりを推進しています。

2つ目の中学生の運動部への男女別入部状況と「ゆる部活」創設についてのご質問にお答えします。

ことしの5月現在で、中学校の運動部及び地域のスポーツクラブに加入している率は、男子が84.2%、女子が65.2%、平均で75.2%となっています。全国体力運動能力調査の全国平均では、男子が75.1%、女子が54.9%ですので、小布施の中学生は男女ともにこれを10%程度上回っていることになっています。

誰もが気軽に楽しめる活動との位置づけで、生徒の運動機能を確保することを目的とした、いわゆる「ゆる部活」につきましては、東京都などで既にスタートしています。また、ご質問にもありましたとおり、県の次期スポーツ推進計画にも、重要業績評価指標の一つとして総合型地域スポーツクラブによる「ゆる部活」実施数が掲載されたところでもあります。

小布施町においては、小学生期におけるスポーツ少年団活動が大変盛んであり、そこから中学生期の運動部活動や地域のスポーツクラブにつながる形ができていると考えています。

先ほど申し上げた加入率の高さもあり、現時点では、現行の中学校の部活動の維持、充実を第1に考えてまいります。「ゆる部活」に関しましては、当面、動向を注視したいと思っております。

3点目のご質問の中学校生徒の総運動時間ということであります。

1週間の平均運動時間、これは、体育の授業を除いておりますけれども、小布施中学校の2年男子は16.8時間で、県平均よりも10%多く、女子は11.4時間で、同じく11%多くなっています。

ご質問にありました1週間に60分未満しか運動をしない、これは体育の授業を除いておりますけれども、生徒の割合は、男子は小布施で8%、女子は小布施で27%と、高率になっています。

それと全国体力運動能力調査、これは8項目行っております。握力・上体起こし・前屈・反復横跳び・20メートルを何回往復するか、あるいは50メートル走・立ち幅跳び・ハンドボール投げの8項目でありますけれども、この合計偏差値で、中学2年の男子は53.5という偏差値になっております。全国を50で置きかえていますが、53.5ということになっていまして、全国の都道府県を上から順番に並べた場合に、上から2番目の県の水準になっています。女子は偏差値が55ということになっておりまして、同じく、県を1位から最後まで並べた場合に、1位の県以上の数値となっております。非常にすぐれた成績を示しています。

さらに、ご指摘にありました女子なんですけれども、この8項目の体力運動能力調査というものを全体を5つに分けて、「非常によい」、「よい」、「普通」、「やや落ちる」、「落ちる」と全国では5段階に分けているんですが、小布施町では、5段階の「非常によい」という第1段階と「よい」という第2段階のところに中学2年の女子は、この2つで78.2%がそこに存在しております。平均であります第3階層、それより下回る第4階層、第5階層とあるんですが、第4階層には8.7%しかおりません。かつ、最低の第5階層には1人もおりません。

このことは、幼保小中一貫教育であります「学びづくり、体づくり、こころづくり」の1つの柱であります「体づくり」で、体幹トレーニングを継続していることや、運動部加入率が高いこと、あるいはスポーツ少への加入率が高いことということの成果であると思っております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） おはようございます。

それでは、渡辺議員さんの医療費・介護費の増大抑制のためにはということで幾つかご質問をいただいておりますので、ご答弁申し上げます。

まず初めに、男女別平均寿命と健康寿命はどのようになっているかということですが、小布施町の平均寿命は、平成27年、厚生労働省調査で男81.7歳、女86.8歳です。

一方、健康寿命は、長野県衛生部が平成27年4月に公表している数字が、平成22年の調査で男77.83歳、女85.09歳となっています。

ただし、この数字は、人口1万2,000人未満の町村では、わずかな死亡数の違いで数値が大きく変動するため、参考として県が公表しています。また、健康寿命の定義や基礎となる数字が国や県では異なっていると思われ、明確に把握できておりません。単純に、この平均寿命と健康寿命の乖離とを比較すると、小布施町の乖離は男3.87歳、女1.71歳となり、ただいま議員さんがご指摘の国における乖離、男約9年、女約12年と比較すると、不健康状態の期間が大変短期間と言えますが、明らかに県の算定基準が異なっていると思われるため、これもあくまで参考ということでよろしく願いいたします。

次に、運動習慣のない町民の割合はということですが、平成28年度の特定健診受診者の状況から申し上げます。

特定健診では、30分以上の運動を週2日以上行っている人を確認しており、1,018人中336人、約33%ですけれども、運動習慣があると考えられています。つまり、残り67%の方に運動習慣がないと言えます。

現在、町では、ウォーキング教室を開催し、平成29年度には、延べ141人が参加されましたが、議員のおっしゃるとおり、ほぼ参加者は固定され、1回当たり12人ほどの参加にとどまっています。

また、平成26年度に、町健康づくり研究所において実施したウォーキングモニター事業では、男性4人、女性20人の計24人の皆さんが参加、体重減少及びBMI、腹囲の減少を調査しています。

考察として、効果が期待できる最低条件として、総歩行時間に対し、60%以上の速歩を1日15分以上かつ週2回以上を示し、この条件を満たすウォーキング活動を一定期間継続した全ての対象者において、体格、体重とか腹囲とかBMI、それから、体組成、内臓脂肪面積の減少、そして、最大運動量などにおいて、少なくとも1項目以上の改善が見られた。また、

調査の実施期間を通じて、けがや障害の訴えは聞かれなかった。このことから、健康維持増進のための運動として提案した条件は、安全かつ効果が期待できる条件であると考えられる」とまとめられています。

このようなことから、町としては、ウォーキング健康教室を推薦しているところです。

次に、運動習慣へのインセンティブ、健康ポイント活動などについてということですが、議員ご指摘のとおり、運動習慣の定着に向けては、さまざまなアプローチが必要となっているものと考えています。

特に、ことし3月に行った小布施スタディ講演会において研究していただいている信州大学医学部整形外科の加藤教授から、これまでの小布施スタディの結果のまとめとして、運動回遊として、ロコトレを提案いただきました。これは、家庭で手軽に行えるスクワットと片足立ちに取り組んでいただくものです。これを継続していけるような取り組みとして行った運動の状況を、手帳に記録できるような取り組みはどうかと考えているところです。ポイント制も、運動を継続するための一つの仕掛けとして有効と思われるので、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、町民の要支援・要介護者の割合、認定に至った原因、サービス受給者の割合、要介護度の悪化率とその原因、要介護度が改善した割合とその原因はということですが、平成30年3月末現在の65歳以上の要介護・要支援認定者は453人で、第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合、要介護認定率ですが、12.37%です。

これは、国がまとめている統計を見ますと、暫定数ではありますが、全国平均で約18%となっており、この数字が全てではありませんが、小布施町は元気な高齢者が多いと考えられ、町と住民の皆さんがこの十数年の間に取り組んできた介護予防活動の成果があらわれてきたのではないかと考えられます。

65歳以上の要介護・要支援認定を受けている453人の要介護度別内容は、30年の3月末現在で要支援1が66人、要支援2が51人、要介護1が107人、要介護2が65人、要介護3が47人、要介護4が67人、要介護5が50人です。

認定に至った原因については、平成29年度の新規の要介護認定者110人の原因疾患を調べて統計をとったところ、一番多いのが認知症と関節疾患で、それぞれ17.27%、3番目が脳血管疾患で14.55%となっています。

認定を受けて平成30年3月に介護サービスを利用している人の人数は、通所介護等居宅サービス利用者については275人、地域密着型サービスの利用者は43人、そして、施設サービ

ス利用者は83人、計405人ということになっております。認定を受けている人の割合については、89.4%の方がサービスを使っているということになります。

それから、要介護度の悪化率、改善率については、特に統計をとっておりません。また、悪化率を算定する条件も、特に全国统一したものがありませんので、一応、ちょっと参考までにですが、平成29年度において、本人の状態が変わって、要介護認定の変更申請があった人については、延べ91人となっています。ありようについても、特に統計はとっておりませんが、傷病や入院により心身の状態の低下によるケースが多いものと思われま

す。なお、改善のための区分変更申請というのは、ほとんどありませんので、単純に変更申請をしたものが、結果、要介護度が重くなったものとして、その年度末の認定者数で割り返すと、約20%の方がちょっと悪化したという形になります。なお、病院などの退院前に認定を受けたときには、介護度が重く出た方が在宅して数カ月でリハビリなどで大分回復するケースも多々見受けられますが、次の更新まで、特に介護度を軽くするための変更申請というのはいない方が多いのが実情です。

次に、心身の機能低下を早期発見するためにチェックリストやアセスメントシートを高年齢者世帯で利用できるようにしてはどうかということについてですが、早期発見のためのチェックリストについては、介護予防に重点を置いた制度改正が行われた平成18年度から、国が当初、介護予防事業を実施するに当たり、義務づけた25項目から成る基本チェックリストがあります。

当町では、平成28年2月まで各種健診希望調査の際、介護認定を受けている人を除いた65歳以上の人全員に配付し、提出していただいています。その結果、筋力や栄養、認知症等の低下が心配される方に対し、電話や訪問などで個別にお話をさせていただき、介護予防の教室等へ結びつけるなどしてまいりました。現在は、昨年度から介護予防日常生活支援総合事業が始まり、その基本チェックリストは小布施町独自のものを加えて、サービス利用の可否判定のために利用されています。

今後、この基本チェックリストをできるだけ多くの方に利用していただき、積極的に介護予防事業等へ参加していただくよう、その配付方法については工夫してまいりたいと考えています。

また、小布施町独自のアセスメントシートについてですが、アセスメントシートというのは、本人の生活状況や心身の情報等を把握するためのもので、介護認定の申請の際はもちろん、保健師等の戸別訪問や窓口で相談対応するときの際に必ず聞き取り、本人の大切な基本情報

として記録をしておくものです。既に、日ごろから活用しておりますので、特に改めて作成する予定はありません。

最後に、後期高齢者で独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯数と食事指導についてということですが、後期高齢者の独居等の数字については、特に精査しておりませんので、65歳以上の高齢者ということでお話しさせていただきたいと思います。

65歳以上高齢者のうち、ひとり暮らし高齢者は292世帯、二人暮らしの高齢者のみの世帯は約480世帯ということになっております。

なお、平成28年度の国民健康栄養調査の結果を見ると、65歳以上の高齢者の低栄養傾向は、男性12.8%、女性22.0%、全体では17.9%となっています。

低栄養傾向の者の定義は、BMI（体格指数）20以下とされており、この10年間で見ると、男性では特に増減はなく、女性では増加しています。年齢階級別に見ると、男女とも85歳以上で、その割合は高いとされています。

この結果を踏まえ、国の結果と照らし合わせるため、町の65歳以上高齢者について、65歳以上の特定健診と75歳以上の高齢者健診の受診状況から男女別に考えてみると、男性は小布施町の場合13.1%、女性は22.2%で、男女ともに国の結果をそれぞれ0.3、0.2ポイント上回っていますが、ほぼ全国平均と考えていいと思われま

す。特に、食事指導の状況について申し上げます。

現在、高齢者の低栄養の問題については、独居高齢者や高齢者世帯のみに限らず、自治会や婦人会からの依頼による出前講座や保健福祉委員会活動、お茶のみサロンなどの健康教室を通じて保健師・管理栄養士がお話をさせていただいています。

さらに、個人的に低栄養の心配がある高齢者の方には、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携をとり、個別の支援を行い、必要時には町の管理栄養士からもお話をさせていただいています。

なお、町では「ふれあい給食」として、在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし、70歳以上の高齢者のみの世帯、障害をお持ちのひとり暮らしの方などで、いずれも住民税非課税の方を対象に、栄養バランスのとれた食事の提供と安否の確認を兼ねて昼食と夕食をお届けする配食サービス事業を行っています。現在、利用されている方は、33人ほどいらっしゃいます。

全部まとめまして、今後、町としましても、特定健診の受診率を高め、できるだけ要介護状態になるのを防ぐため、住民がみずから取り組む健康づくりや介護予防活動を積極的に支

援し、医療・介護にかかる費用の抑制に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、1点だけ再質問しますけれども、運動習慣のない人に、ぜひその習慣づけるような意欲を持っていただくためのポイント制度というのを何度も質問しましたけれども、なかなか導入されていません。なぜ、導入しないのか、その障害となっているのはどんなものなのか、ちょっとそれをお聞きしたいんです。

関連して、この答弁書には、運動の記録を手帳にするというようなことを考えておられるようですが、これとあわせて、ポイント制度はどうかということです。やはり何か努力してご褒美が出ないと、継続性というのはなかなか難しいと思いますので。

その1点だけお願いします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのポイント制度を導入していなかった経過というようにことだと思っておりますが、ポイント制度については、実際に導入されれば有効に機能するものと思われませんが、特に、町が何らかの経費をかけて行う事業となりますと、慎重に考える必要があるということであったかと思えます。

今後、導入していくに当たりましては、住民の皆さんが、みずから運動などに取り組んでいただいた結果を記録したりすることによる手帳などにより、その結果が積み上がっていくことを楽しみに捉えていただけるような、そういった形をとっていきたいと思っております。

中野市さんで行っておりますバーチャル等についても、みずからの運動の結果が楽しみにつながるような、そういう仕掛けのように見受けられますので、そういった形を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りたいと思います。

スタディクーポンの配付で経済格差による学力格差の解消を。

(1)、県内の大手の学習塾経営者によると、最近の1人当たりの教育費は増えていて、特に低学年から塾通いする子供が増加しており、5年前と比べて1割ほど増えているとのこと。

そんな中、低所得世帯では、夢実現のため希望する高校に進学したいが、塾に通うお金が

なく、夢を追うことができない子供たちがいるようです。

大阪市では、12年度から一定の所得制限を設けて、市内在住の中学生に月1万円を上限に補助。生徒や保護者へのアンケートで7割弱が「成績がよくなった」と答えたそうです。18年度から、東京都渋谷区や文京区でも貧困家庭の子供たちにスタディクーポンを配付するようです。

ちなみに、よく知られていますけれども、東大生の親の年収を調べた結果ですけれども、家計支持者の年収が750万円以上が75%を占めていると。また、平成25年度全国学力調査によると、中3の場合で、世帯年収200万円未満と、それ以上の世帯を比較すると、国語Aで約10点、数学Aで約20点の差があるという調査結果が発表されています。

①町内小・中学生の通塾や通信教育の利用状況は、どのようになっているのでしょうか。

貧困家庭の子供であっても、やる気があり、成績も伸びることを認められるようであれば、町として塾代や通信教育費を補助してもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまの質問についてお答えをしたいと思います。

まず、町内の塾へ通っておられる子供さんや通信教育の利用状況でありますけれども、小学校と中学校で、ことしの5月に調査を行いました。

小学校では、全児童618人なんですが、学習塾に通っている児童はちょうど100人でした。16.2%でした。それから、家庭教師がいる児童は4人、0.6%でした。中学校では全生徒が326人で、学習塾に通っている生徒は109人、33.4%でした。家庭教師のいる生徒は4人、1.2%でした。通信教育の利用状況につきましては、今回の調査をしておりませんので、ちょっと現在のところお答えができません。

次に、塾代の補助についてのご質問ですけれども、ご質問にありましたスタディクーポンは、経済的な事情で塾に通うことのできない子供たちにクラウドファンディング等で資金を集めて提携する学習塾や家庭教師などでお金のかわりに利用できるスタディクーポンを発行するというもので、渋谷区などで取り組みがスタートしております。

渋谷区の場合は、区内在住の中学3年生で生活保護や就学援助の対象となっていることが要件となっております。50人の定員を超えた場合は、抽せんにより利用者を決定するということになっています。また、大阪市の場合は、一定の所得未満のご家庭の中学生が市内の塾や家庭教師、文化スポーツ教室等を利用した場合に、月1万円を限度に助成をするという

ことであります。

小布施町の現状でありますけれども、小布施町においては現在、学習塾と連携して、中学3年生を対象とした1年間行っております学習支援セミナー、それから、中学1、2年生を対象に、夏休みに短期間で行っております夏期セミナーを開催しております。学力向上と高校受験対策に向け、希望者は誰でも参加できる学習支援の場で、保護者の方々の負担が少なく済むように受講料、テキスト代を抑えているところであります。

さらに、中学校には町費で数学の教師を1名、英語の教師を1名派遣しております。この先生によりまして、2クラスを進捗別3クラスに編成をし直しまして、授業等を行っております。それぞれの生徒の進捗ぐあいに合った学習を実施しており、成果が上がっていると思っております。

議員ご提案のスタディクーポンなどによる塾代の助成につきましては、ニーズや費用対効果、財源の見込みなど、検討すべき点が多く、現時点では、今のところは慎重に考えたいと、こういうことであります。

以上であります。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、何点か再質問させてください。

まず、1点目は、学習塾に通ったり、あるいは家庭教師を頼んでいるご家庭の費用負担は、どの程度の費用負担になっているのか。それから、通信教育の利用状況については未調査であるということですが、なぜ調査をされないのか。あと、今後どうされるのか。

それから、3点目になりますけれども、中学3年生の学習支援、これはもう何年もやられていますけれども、それから、中学1、2年生の夏休みのセミナー、この効果の検証をされているのかどうか。3年生の学習支援はずっとやっていますのであれですけれども、1、2年生の短期セミナー、もちろん、無いよりはいいでしょうけれども、何かもっと、長い期間やってできるようなものを考えられないのか。要するに、効果の検証、それをされているかどうかということです。

それから、4点目ですけれども、中学校における進捗別、いわゆる習熟度別のクラス分け、これはある面、問題点があるんです。なぜかという、その階層別に固定化してしまうんです。そうすると、本来、できるできないという言葉もあるかもしれませんが、そういう人たちが一緒に交ざっていれば、学び合い、教え合う、そういうメリットがあるんですけれども、進捗別にしてしまうと固定化してしまう。要するに、向上しないクラスまたは、生徒ができ

るような感じがするんです。

そういう面での状況というか、入れかえ、成績が上に上がって、上のクラスに行くというような状況があるのかどうか。要するに、入れかえです。できるだけ下の生徒が少なくなっていくのかどうか、そのあたり。だから、私とすれば、そういうことをやるよりも、皆で同じクラスで学び合って、それ以外に補習とか、そういう形をとるべきではないかというふうを考えるわけです。

それが4点目で、次、5点目ですが、スタディクーポンに関してのニーズとか財源というお話がありますけれども、小布施町における就学援助対象者は何名ぐらいおられて、それからその対象者の進学状況はどのようになっていますか。

以上、5点お願いします。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 再質問にお答えします。

まず、費用負担の件なんですけど、費用についてご家庭でどのぐらい費用を負担しているかということは、今回の調査ではいたしておりませんので、どのぐらいの費用かというのは、今把握はしておりません。

それから、通信教育の調査をなぜしないのかということなんですけれども、今回の調査項目には載せませんでしたので、もし調査するとすれば、次回になってしまいます。

それから、3点目の効果の検証ということなんですけど、効果の検証というのは、個々の生徒についてどうなったかという追跡調査を特にしているわけではありませんが、検証というと、大きくいきますと、4月に行っております中学3年生の全国学力学習状況調査の結果、あるいは最終的には、中学3年生がどこの高校にどのぐらい入るかというようなことで検証がある程度できるのではないかと考えております。

最後のご質問のところ、進学状況のことも言われましたので、この効果の検証というところで一通り申し上げたいと思います。

まず、全国学力学習状況調査なんですけれども、これは、中学3年生が国語と数学を行っております。

特に、数学はかつて、点数のばらつきが大きくて、0点から100点に近いところまで大きくばらついていたということですが、現在、町費の先生が入って、2年が経過しました。

2年経過したことの結果は、学力調査は行いましたけれども、その結果はまだ出ていな

いので、ことしの調査は発表できませんが、1年間経過した去年のそのテストの結果なんですけれども、数学につきましては、単純というか、比較的単純な問題のAと応用問題のBというものがありますが、A、Bともに、全国の平均よりおおむね5点ぐらい上回っております。おおむね5点というのは、数学の点数の場合には、平均点そのものがAで50点台、Bで40点台の平均点でありますので、そこへいって5点というのは、1割以上いいと、こういうことになります。

さらに、クラス進捗度別クラス編成についてもご質問がありましたが、小学校の6年生、中学校の3年生が試験をやっているのですが、国語と算数、国語と数学をやっております、全てがAとBに分かれております。

それで、Aはどっちかという単純な問題ですので、20点以下を取る生徒というのは1桁しかおりません。率で6%、7%という。B問題になりますと急に増えまして、小学校6年生の国語、算数、中学の国語でも10%増えまして、16%ぐらいが20点未満のところに位置しております。

これが数学におきましては、町費の先生で進捗度別をやっている成果だと思っているんですが、B問題についても、A問題と同じ6%しか20%未満はおりません。

それから、成果の2つ目、高校進学でもはかれるということなんですが、去年の高校進学でいきますと、2つ申し上げたいと思いますが、1つは、偏差値60以上の比較的それ以後の進学校と言われるところです。ここでいいますと、偏差値60というのは、大ざっぱにいうと、須坂高校、それ以上は長野高専、あるいは長野高校と、こういうふうになります。去年は79人卒業いたしました、偏差値60に25人進学をいたしました。率でいうと31、32%になると思いますが、偏差値60というのは、100人いると16人、16%までが入れるというのが偏差値60ですので、そういう意味でいいますと、ほぼ倍の32%が入っている。あるいは偏差値50というのは、平均点ということですので、平均点以上の高校にどのぐらい入っているかということなんですが、偏差値60以上で25人、さらに偏差値50以上で25人を除いたさらに25人、合計で50人が偏差値50以上の高校に入っていると。偏差値50というのは、100人いると50人目までが入れるという高校ですので、79人のうち50人が偏差値50以上の高校に入っているという現状であります。

それから、4点目のクラス分けは、これは進捗度別で固定化してしまうのではないかとというご意見でしたが、これは、本人が、このクラスで十分わかると、なった場合には、自分の意思で違うクラスにいけると、こういうことになっております。

あるいは、上のクラスにいても、ちょっと分からないと。分からないので、もうちょっと易しいクラスに入りたいというのは、本人の意思で入れることになっています。

私も、もちろん数人から聞きましたら、授業を分かったほうがいと。まず、授業が分かった上で次のクラスへいったほうがいと。分からない授業を幾ら聞いていてもいつまでも分からないので、そういうことを申しておりました。そのあたりは、B問題で20点以下がほかの科目では16%いるのに、6%まで減ったという成果になっているのではないかと、こういうふうに思っております。

続いて、就学援助の生徒・児童はどのぐらいいるのかということなんですが、ただいま正確な数字ではありませんが、就学援助対象者は当初予算では小学校で27人、中学校で15人というふうに合計で42人分盛っておりますので、おおむねその近い人数になっていると思います。それから、進学状況については先ほど申し上げました。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） その就学援助者で、高校進学はその統計をとったのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいま、ことしは15人いるということなんですが、去年の79人のうち、同じぐらい人数がおいでになったと思います。1、2、3年生全体で15人、あるいは17人ということなので、1学年平均すると五、六人なんですが、その方について、どこの高校へ行かれたかということは、調べればわかりますが、特にその生徒がどこへ行ったかというのは、今、頭には入っておりません。大変申しわけございません。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、3点目に移ります。

北信濃花街道の理念は ～線から点へ～。

延徳田んぼを南北に貫く国道403号沿いの北信濃花街道の花壇は、雑草が生い茂り、見る影もありませんでしたということです。現時点では過去形になります。花のまち小布施としては、恥ずべき光景であったということでしょうか。

①北信濃花街道の小布施町の分担部分と、そこを花で飾る期間はどのくらいでしょうか。また、管理はどのようになっているでしょうか。

「北信濃花街道」と書かれた高さ50センチほどの標柱が雑草で覆い隠され、最上部の「北」

の字が見えない。文字どおり「きたない」情景となりつつあるところでありましたが、先週、急遽刈り込みが行われ、すっきりとはしましたけれども、依然として花が少ない状況です。町として、花街道に「花を持たせたい」というところでしょうか。

次に、②管理する範囲が長過ぎて手に余るとしたら、帯状に延びた花壇を全部花で埋めようとはせずに、10メートルぐらいの間隔でアクセント的に花木を植えるようにしてはいかがでしょうか、お考えを伺います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 渡辺議員の北信濃花街道の質問にお答えを申し上げます。

北信濃花街道は、小布施町のフローラルガーデンおぶせを始点に中野市街地を通り、オリンピック道路から山ノ内町の志賀高原ロマン美術館までの約20キロメートルの街道で、平成14年に公募により「北信濃花街道」と名称が決まり、各市町で沿道の花壇整備、維持管理を進めてきております。

小布施町では、国道403号の延徳田んぼの植樹帯約1キロメートルとフローラルガーデンおぶせの北側歩道の植樹帯を「北信濃花街道の花壇」と位置づけ、平成16年度に「北信濃花街道」の標柱を設置をしております。

ご質問の中にありましたように、国道403号の花壇の管理が行き届かず、草が繁茂してしまい、「花のまちおぶせ」の玄関口にふさわしくない状況となってしまったことを深く反省をしております。今後、このようなことがないように、適切な管理に努めてまいります。

1点目の小布施町の分担部分につきましては、主には、先ほど申し上げましたように、国道403号の延徳田んぼの植樹帯約1キロメートルとフローラルガーデンおぶせの北側歩道の植樹帯の2カ所となっております。

花で飾る期間につきましては、国道403号の花壇につきましては、当初、年2回、パンジーやビオラなどの花の植えかえを行い、春から秋まで楽しんでいただけるようにしていましたが、管理などの関係から、数年をかけて宿根草へ植えかえてきました。

現在は、ガウラが大部分を占めています。この花の開花期間は6月から9月末くらいまでとなっております。また、フローラルガーデンおぶせ北側歩道部分にはライラックが植えられており、春に花を咲かせています。また、小布施町振興公社職員の方々が刈り込みなどの管理を行っています。

2点目の管理範囲が長過ぎるので、アクセント的に花木を植えるようにしてみてもどうか

とのご提案です。

ご提案いただきました方法につきましては、検討した経過がありますが、管理の面などから、全てを宿根草に変えてきた経過があります。前段でも申し上げましたように、まずは管理方法の見直しをし、夏には親しまれる北信濃花街道になるよう努めてまいります。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2点ぐらい再質問したいと思いますが、その北信濃花街道に関係する市町村、先ほど上げていただきましたけれども、そちらが植えている花の種類とか、あるいはその花で彩られるその期間を参考に教えていただければと思うんですが。

それから、今植わっているのがガウラですよね。あの植物、なかなか旺盛で、雑草を抜くというより、手を抜くにはぴったりの花かなという感じがする生育がいい花ですけれども、6月から9月ぐらいというのは、ちょっと期間が短い感じがしますが、その管理の面の検討を含めて、これからどんなふうにするのか、そのあたり、もう一度お願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

ほかの市町での中野市、山ノ内でどのような花で彩っているか、また、期間ということでございます。

現在の状況については、細かくは把握をしておりますが、当初の資料になりますが、山ノ内町につきましては、オリンピック道にチューリップを植えて街道として花で彩っております。また、中野市は一本木公園をメイン会場としておりまして、春が主になると思いますが、バラ、また、秋にも一部バラが咲いております。また、国道403号沿いには、一年草の花等を植えて管理をしているような状況となっております。

2点目の再質問ですが、今後、ガウラをどのように考えて403号の管理をしていくかというご質問でございます。

現在、業者の方をお願いをしまして、春と秋、2回刈り込み等を行っていただいております。その状況をご確認させていただく中で、どうしても草が強く、ガウラ等が抜けてしまっている区域等もあるということでご報告等をいただいております。

また、植え込みをしてから4年以上同じものが生えている株等もございまして、抜き取り等が必要だという報告もいただいておりますので、今後、業者の方とお話をさせていただく

中で、よりよい方法を検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 富 岡 信 男 君

○議長（関 悦子君） 続いて、3番、富岡信男議員。

〔3番 富岡信男君登壇〕

○3番（富岡信男君） それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

犯罪から子供を守るための対策の強化ということでございます。

新潟市で小学生の女の子が殺害され、JRの線路に遺棄されるという非常に残虐な事件が5月7日に発生しました。

この事件を受けて、5月18日に、国では関係閣僚会議を開き、菅官房長官は、「大変痛ましい事件で、怒りを禁じ得ない。二度とこのような事件が発生しないよう、関係省庁で情報を共有し、再発防止に生かしてほしい」と述べ、その上で、警察、学校、自治体など、協力して通学路の危険箇所を確認し、防犯カメラを設置するなど、犯罪が起きにくい環境を整備することや、不審者情報を共有して迅速なパトロールを実施すること。さらに、防犯ブザーやスクールバスを活用する自治体への支援を強化するよう、関係府省庁に指示したとの報道がありました。

過去においても、登下校時の児童・生徒が犠牲になった事件が多く発生していることから、国では、犯罪から子供を守るための対策を立てるため、平成17年から犯罪対策閣僚会議を開催してきています。

平成22年12月14日に出された第6次犯罪対策閣僚会議改定報告では、犯罪から子供を守るための登下校時の安全確保の対策として、学校における対策、地域における対策、犯罪対策の3項目を設け、地域における対策として、次の対策が掲げられています。

1つとして、犯罪の起きにくい環境整備として子供を犯罪から守る環境づくりとして、防犯モデル団体の支援、子供見守り活動を支援するための防犯カメラの整備、子供を犯罪から守る環境づくりの支援を上げています。

2番目として、子供を守るための諸活動の充実として、次の項目を掲げています。

1番として、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の推進。

学校内外の見守り等を行う学校安全ボランティア養成・研修のため、最新の情報、不審者を発見した場合の具体的な対応方法など、実践的な事例を学ぶことができるスクールガード養成講習会を推進するとともに、各学校を巡回し、スクールガードの指導や警備のポイント等について指導を行うスクールガードリーダーの巡回指導を推進する。

また、登下校時におけるパトロール、防犯訓練の実施、通学安全マップの作成、ITを活用し、関係者間で情報を効果的に共有できるようにするための取り組み、学校・家庭・地域が一体となり、子供の安全を見守る活動を支援する。

2点目として、地域ぐるみの安全体制整備に関する先導的な実践事例の提供、より実効性のある地域ぐるみの学校安全対策整備を推進するため、各地域における地域社会全体で子供の安全を見守る体制の先導的な取り組みを集めた実践事例集を作成し、全国の学校等に配付する。

3点目として、「子ども110番の家」に対する支援。

通学路等において子供が被害に遭い、または遭うおそれがある場合における一時的な保護と警察への通報を行う「子ども110番の家」の活動について、平成17年10月、保護の要領や警察への通報等に関するマニュアルを作成して、都道府県警察に配付するほか、引き続き、その活動支援に努めています。

4番目として、学校警察連絡協議会の活用推進。

警察と学校との間において、児童等の安全や非行防止に関する具体的情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的事案の対応についての協議を行う学校警察連絡協議会の活用の促進を図る。

5番目として、スクールサポーター制度の活用。

少年の非行防止、立ち直り支援や学校等における児童等の安全確保、非行犯罪防止教育の支援、地域安全情報の把握と提供等を行うスクールサポーターとして、退職警察官、その他、専門知識を有する人材を警察署へ配置する制度の導入を促進するため、スクールサポーター制度の拡充についての通知を出して、各都道府県警察に指示をしています。

6番目として、交通相談員による子供の見守り活動の実施。

平成20年1月に交通相談員の職務範囲の拡大を内容とする交通相談員運営要綱の改正を行い、交通相談員による登下校時における見守り活動を実施しています。

7番目。母親クラブ等、地域における子供の安全確保に向けた取り組みの推進。

母親クラブ、老人クラブ等の地域組織による子供の見守り活動や、ファミリーサポートセ

ンター等による子供の送迎等の取り組みを支援し、子供の安全確保の活動を支援してきています。

犯罪対策としまして、取り締まりの強化。

子供を対象とする犯罪の検挙の徹底。

子供が被害者となる犯罪の迅速な検挙を図っていくほか、平成21年4月、子供と女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声かけ、つきまとい等の行為者を特定し、検挙または指導、警告措置を講ずる活動の専従班を設置し、さらなる被害の未然防止対策の強化に努めているとのことです。

また、匿名通報ダイヤルの設置をしています。

警察では、平成19年10月から、被害者本人からの申告が期待しにくく、潜在化しやすい少年の福祉を害する犯罪及び人身取引事犯に係る通報を匿名での受け付けなど、子供や女性の保護のさらなる推進に努めてきています。

このように、国でも犯罪から子供を守るための対策を講じています。小布施町でも、多くのボランティアの皆さんが子供の見守りに協力をいただいています。町内でも過去に不審者による事件が発生し、都住駅に防犯カメラを設置した経過もあります。

国の犯罪対策閣僚会議報告では、登下校時の安全確保のため、重点的に推進する事項として、子ども緊急通報装置の整備、公民館等を活動拠点とするボランティア活動の支援、老人クラブにおける地域の見守り活動を通じた児童の安全確保に向けた取り組みの依頼等を掲げています。

子供の安全を守るため、地域全体の見守り体制の整備、地域内での情報の共有が一層求められています。小布施町での今後の取り組みについてお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、犯罪から子供を守るための対策の強化をということで答弁させていただきます。

登下校時の安全確保のため、小学校では防犯ブザーの点検、帰宅時刻の明示、なるべく複数で歩く、「こどもを守る安心の家」に限らず、何かあったら大人に助けを求めるなど、登下校中や歩行中に不審者などに会ったときの対応について指導をしております。

各学期の初めには、登校班による集団登校を行うとともに、1、2年生は通年で集団下校を行っています。中学校では、延長部活で帰りが遅くなる生徒は、家の人に迎えに来ていた

だいております。また、小・中学校のPTA合同で、通学路や町内危険個所の点検を行い、児童・生徒や保護者に周知をしております。

警察などから不審者情報があったときには、同報無線による緊急放送や携帯電話のメールを使い、保護者にその情報を流して注意を促しております。地域の皆さんによる取り組みとしましては、PTAによる見守り活動のほか、ホワイトエンジェルス隊の皆さんや有志の皆さんによるもの、商工会青年部やまちづくり委員会の皆さんによる青パト巡回など、数多くのご協力をいただいております。

議員ご指摘のとおり、新潟市の痛ましい事件の後、政府は関係閣僚会議を開き、通学路の安全確認の徹底や、不審者情報への迅速な対応を指示し、防犯教育の充実やスクールバスの活用など、学校や自治体への支援強化も要請したとのこと。これは、一月ほどでまとまる予定ということでございますので、その防止策を踏まえまして、小布施町に取り入れられるものがあるものは積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

5月17日に開催しました町の総合教育会議の中でも、新潟市の事件が話題になりました。このような事件を未然に防ぐ完全な対策というのは難しいとは思いますが、今後の取り組みといたしまして、引き続き、警察や防犯協会の皆さん、見守り活動にかかわっていただいている地域の皆さんと連携し合い、迅速に情報を共有できるような環境づくり、体制づくりをより推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 富岡信男議員。

○3番（富岡信男君） 警察や防犯協会の皆さん、見守り活動にかかわっている地域の皆さんと連携し、迅速に情報を共有できるような環境づくり、体制づくりを一層進めていきたい、国の防止策を踏まえて対応していきたいというお話でございますが、既にもう近隣市町村では、事件後、見守り活動を強化しているところもございます。

先ほど申し上げたとおり、国では、過去に何度も同様の事件が発生していることから、国としての対策を立ててきているところでございます。小布施町でも、これらを参考にして早急な取り組みが必要かと思っております。その中で、特に必要なこととして、地域全体で子供を守る、見守る体制の整備が必要かと思っております。

広報おぶせ、「下校時に児童・生徒が安全に帰れるよう、地域の皆さんで見守ってください」と、大変これも効果があることと思っております。

小布施町は、人口1万人ちょっとの小さな町で、お互いの顔がわかり合えるというような

町でございます。よりきめ細かな見守り体制の整備ができるのではないかと、それには、今まで以上に多くの皆さんに参加をしていただいて、見守り体制の整備をしていったらどうか。それから、よその市町村でもやっていますが、ジャケットなり腕章なりをつけて、この人たちが見守りをしています、地域全体で見守りをしているんですよということによる犯罪の抑止力ということにもつながるのではないかと、また、子供への挨拶運動にもつながるのではないかと思います。そんな点についての考えをお聞かせください。

それから、非常に子供を対象にした犯罪の再犯率が高いということも言われています。地域、警察、自治体での連携、情報共有が一層必要になってくるかと思いますが、そんな点について、2点についてお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） やはり地域の皆さんが見ているということが、そういう犯罪者、不審者にとっては一番の抑止力があるかと思えます。

今、議員がおっしゃるとおり、小布施町、本当に小さい町でございますので、近くに不審な車ですとか不審者がいた場合には、それぞれ、ちょっと声をかけるとか、また、警察なりに連絡なり、また、役場に連絡なりということがいただけるよう、また機会を捉えて皆さんにお願いしてまいりたいと考えております。

あと、その再犯率が高いということもございますので、警察からどの程度情報がいただけるかわかりませんが、そういう情報は、警察あるいはほかの自治体とも共有しながら、子供たちの安全を守るために、また一層努めてまいりたいと考えております。

それから、腕章ですとか、たすき、たしか前にもパトロールであった気がするんですけども、ちょっと最近見かけないものですから、またそれについても取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（関 悦子君） 以上で富岡信男議員の質問を終結いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関 悦子君） 続いて、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、1点質問をさせていただきます。

平成23年度から続けた地域医療体制制度に対する成果の総括をとということを質問させていただきます。

小布施町では、より質の高い健診体制や救急医療など、適切な医療の提供が行われる環境整備、医師・看護師不足対策など、町における医療体制の強化を図るため、町の中核的医療機関である新生病院に対し、平成23年度から平成28年度までの6年間、計1億3,000万円の助成をしてきました。

その助成の件に関して、平成29年9月13日開催の決算特別委員会第2分科会の中で、健康福祉課長から、「平成23年から6年間続けてきた事業でございますので、どういう効果があったのかをしっかりと総括をして報告をさせていただきます」と答弁をいただいております。

町として、地域の医療体制整備に対して多額の助成をしていただいて、町民の医療体制の確保をしっかりといただいていたことに関しては大変ありがたいと思っています。ただ、その成果をしっかりと説明していただきたいということで、説明をお待ちしておりましたが、今まで議会に対しては説明を受けていないというのが現状であります。

現在までの新生病院の助成に対する事業成果と総括についてお聞かせください。

○議長（関悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、山岸議員の平成23年度から続けてきた地域医療体制整備に対する成果の総括ということでご質問にお答えを申し上げます。

町では、平成23年度に、小布施町における医療体制を強化し、町民の健康増進と福祉の向上に資するため、町内医療機関の中核的役割を担う特定医療法人新生病院の運営に要する経費に補助することを趣旨といたしまして、小布施町包括的医療安定確保支援事業補助金交付要綱を定めまして、平成23年度から28年度まで6年間、新生病院に補助金を交付してまいりました。

具体的に、この補助金の対象とした事業、全般的には、新生病院の運営に関する経費でございますが、一応、この交付要綱の中で、「救急医療体制の整備」、「病診連携の強化」、また「健診体制の強化」ということで題目を上げてございます。

今、議員ご指摘のとおり、23年度から28年度までの6年間にわたりまして、総額1億3,000万円を交付してきております。

交付額は原則1年に2,000万円でございますが、27年度につきましては、小児科医の確保等に要する経費の支援ということもございまして、3,000万円の支援をしております。

町から補助金が充当された事業や、その対象経費につきましては、毎年、新生病院から実績報告が出されておりますので、この内容と、これに基づく成果について申し上げます。

まず、救急医療体制の整備でございますが、新生病院が第1次医療の救急病院に指定されていますことから、救急医療体制の維持のための医師や看護師などの宿直や日直にかかわる人件費を、これを一応補助金の対応ということにしてきました。

救急病院が町内にあることによりまして、町民の皆さん、あるいは近隣の皆さんがけがをされたときに、すぐに治療が受けられるという体制の維持でございます、その体制の整備を支援できたものと考えております。

なお、この支援によりますその体制の維持でございますが、こういった補助金によりまして、夜間・休日に救急外来を担当とする非常勤医師を確保することができました。このことによりまして、新生病院のこの常勤医師が1年365日24時間体制で、いわゆる在宅訪問診療を行える基盤がつくられてきたわけでございます。その結果、在宅訪問診療往診件数につきましては、平成23年度で年間395件であったものが、平成29年度には2,903件と約7.3倍になっておりまして、飛躍的に増加してきております。いわゆる補助金の直接的な救急医療体制の整備ということではないのですが、こういった補助金が結果として在宅福祉の充実に結びついたものと考えております。

次に、病院と診療所の連携について申し上げますと、例えば、平成23年度に導入いたしましたPACS、これは画像保存通信システムであります、新生病院を受診した方のかかりつけ医、町内診療所の方に対して、新生病院がわかりやすく詳細な画像診断結果をCTを媒介に円滑に提供することができるようになったわけでございます。

このほか、23年度以降に順次更新しました電子内視鏡システム、心臓超音波画像診断装置、遠隔読影システム、内視鏡画像自動転送システムなどが、これは、かかりつけ医さんからのいわゆる照会審査、照会検査、照会指示に応えるものでありまして、これも有効に活用されてきているところであります。

次に、健診体制の強化でございます。

これにつきましては、いわゆる子宮がん検診の実施体制の整備の人件費が対象ということとなっております。子宮がん検診については、若い20代の方の罹患率も高いわけでありまして、これも早期発見・早期治療が有効であります。

現在、子宮がん検診が実施できる町内の医療機関は新生病院だけであります。須坂市にはあと3つほどございますが、この充実によりまして、町民のがん予防・健康づくりが大いに

推進されてきたと考えております。ちなみに、新生病院における子宮がん検診の受診者数でございますが、平成23年度に61人でありましたが、28年度には119人と倍増しているところであります。

このほか、健診体制の強化では、高額医療機器の更新・導入があります。平成23年度以降、先ほど申し上げましたPACS、電子内視鏡システムの更新等々ございまして、こういった高額医療機器の導入によりまして、現在の新生病院の病院の医療水準の確保ができたものと考えております。

総括ということでございますが、こういう補助金の導入によりまして、町民の皆様初め、近隣の皆様が病気の早期発見・早期治療により効果のある治療ができているものと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（関 悦子君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 通告に基づき、逐次質問を行います。

1点目は、民生児童委員への理解と活動支援の対応につきましてお伺いいたします。

民生児童委員は民生委員法や児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員です。給与の支給はなく、無報酬でボランティアとして活動されています。任期は3年で再任もできます。県知事の指揮監督を受け、職務上は守秘義務があります。委員は、人格識見が高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人など、民生委員法に定めた要件を満たす人が委嘱されています。

上田市出身の法学者、小河滋次郎博士が、大阪府で1918年（大正7年）に委員が一定の地域・方面を担当してその訪問調査をし、支援が必要な人を救済機関につなげる方面委員制度を創設され、住民から選ばれた委員が地域を満遍なくカバーする形が全国に広がりました。戦後、国は方面委員制度を民生委員制度に改め、また、1947年に制定された児童福祉法により児童委員も兼ねています。ことしで100周年を迎え、本年は記念すべき意義ある年でもあ

ります。

現在の民生児童委員の方々の活動は、ひとり暮らしや高齢者の世帯で困っていること、福祉サービス・介護サービスの内容や利用方法、妊娠中の心配事や子育ての不安、不登校やいじめ・児童虐待、経済的に困っているなど、地域住民からの相談への対応、子供たちが交通事故や犯罪被害に巻き込まれないよう、見守りや声かけ、パトロール活動など、子供たちの安全を守るための活動、子育て中の親子の居場所づくり・仲間づくり、災害時要援護者の支援体制づくり、高齢者・障害者世帯などの訪問、見守り、学校活動への報告、支援が行われています。

多様な住民課題に向き合い、地域福祉の担い手として地域に不可欠な存在になっています。これらの活動の理解は欠かすことができません。しかし一方で、委員の高齢化やなり手不足、プライバシー保護に対する誤解や過剰反応などを受け、活動がしにくくなっているといった課題もあるとお聞きしています。

行政は、委員が活動支援に必要な情報を得やすい環境整備を図り、バックアップしていく必要があると考え、次の質問についてお伺いをいたします。

1点目、民生児童委員のリーフレットが4月の町報と一緒に配布されました。小布施町民生児童委員協議会の名前でありましたが、このリーフレットが初めてリーフレットという形で出たかと思いますが、その真意についてお伺いをしたいと思います。

当町では、17名の方々が民生児童委員に委嘱されていますが、その定めと、その経緯、また、今後、高齢化等が進行する中で、今後の人員配置の状況等について、どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目、平成30年度予算で民生委員等の活動費に一般財源から18万4,000円が支出されるという予算計上になっていますが、民生委員の活動内容から鑑みて、全額民生委員委託金の対象ではないかと考えますが、ご見解を伺いたいと思います。

4点目、日ごろ、幅広い委員活動をされていますが、その現況と内容についてお聞かせください。

5番目、今年度新規に、小布施町のちを守るネットワークの構築が新規に実施される形になりました。当然、その推進には民生児童委員の方々との連携が不可欠ですが、日ごろの活動を鑑みるに、過重にはならないのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの関谷議員さんからのご質問にお答えいたします。

ことし4月に町報と一緒に全戸配布いたしましたチラシにつきましては、全委員参加の民生児童委員協議会の定例会の中で、委員の役割や活動内容、民生委員が児童委員を兼ねていること、さらに、複数の自治会を兼ね地区を担当している場合など、委員が属している自治会以外では委員が誰か余り知られていないこと、毎月2回実施している心配事相談での相談件数が少ないことなど、民生児童委員の活動内容を町民の皆さんにお知らせしていくことが必要ではないか。地域に民生児童委員がおり、町民の皆さんの悩み事などの相談を広く受けとめていく活動を担っていることなどについて、町民の皆さんに知っておいていただきたいとの思いから、民生委員さんの活動交付金を使い作成したところです。チラシ配布後、1カ月ほど経過したところでありますが、すぐに相談件数がふえたということはありません。町としても、今後、さまざまな機会を通じ、民生児童委員さんの活動の周知に努めてまいります。

次に、現在、民生児童委員は17名の委員さんが委嘱されています。定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して県の条例で定められ、事前に県による定数要望調査があります。

町の平成28年度の一斉改選時の定数は、25年度一斉改選時の定数と同数でありました。新規の委員さんの選出につきましては、地域の実情に精通されております自治会の皆さんにご協力をいただき、適任の方々を推薦していただいたものであります。

その後、議会議員、民生児童委員、社会福祉事業の実施に関係する皆さん、社会福祉関係団体の代表者、教育関係の皆さん、学識経験のある皆さん等で構成された町民生児童委員推薦会でご推薦をいただき、県へ候補者として推薦した上で、厚生労働大臣から委嘱されたところであります。

次期改選は来年12月であります。現委員さんや自治会の皆さん等とお話をする中で、地区内の人口や世帯数などを考慮しながら、特に人口増加地区については、求められる要望も大きくなり、担う業務分担も増えることが想定されますので、町として担い手不足にならないよう、必要な定数について検討を行い、現在の民生児童委員会でもお諮りし、県に対し、必要な委員数の確保を要望してまいります。

次に、3点目の平成30年度予算の民生児童委員等活動費についてでございますが、事業費に需用費及び負担金補助及び交付金を計上しております。この中の民生委員協議会費、民生委員会会長活動交付金、それから民生委員活動費交付金は、民生委員法及び児童福祉法に基

づき、県の民生委員児童委員交付金取扱要領により、県が負担することとされております。

委員定数17人に対し民生児童委員活動費として100万3,000円、会長活動費として1万1,000円、協議会運営費として9万5,000円の計110万9,000円を県の交付金要領に定められた額として見込み、協議会や委員に対し活動費として支給しています。予算中の需用費の消耗品や図書購入費などは、町が必要として購入する経費も含まれております。負担金中にも交付金の対象とならない民生委員の研修視察へ町職員が同行するための負担金なども含んでおりまして、それらについては町の一般財源を充て、支出を予定させていただいております。

次に、各委員の活動ということでございます。

委員の活動につきましては、主任児童委員を除きまして、コミュニティや自治会を基本的な単位地区として地区担当がでございます。自治会等の地区内においてお年寄りや障害のある方、生活に不安がある方などを定期的に見回り活動として訪問し、お話を聞いて関係機関につないだり、地域の行事や地域の支え合い活動への参加など、さまざまな活動を行っていただいております。

毎月、各委員さんから活動件数をご報告いただきまして、活動実績の分析と今後の活動に役立てております。民生児童委員さんに対する相談・支援件数は、平成28年度は111件、平成29年度は102件、訪問件数は平成28年度に2,263件、平成29年度に2,353件です。相談支援件数は平成28年度に比べ9件減っていますが、訪問件数は90件増加しております。民生児童委員さんがみずから積極的に訪問活動を行っていただいて、町民の皆さんの悩みなどに寄り添っていただいている状況というふうに考えてございます。その積極的な活動に心から敬意と感謝を申し上げるところでございます。

なお、相談事案ケースの特に困難な事例等について、定例会の際に委員さん方で話し合いまして、対応について情報を共有し、検討を行いながら個々のケースに対し、より望ましい支援のあり方を研究しながら相談対応を進めていただいているところでございます。

民生委員さんは地域の相談窓口であることから、さまざまな相談が寄せられます。相談には高齢者や障害のある方への福祉サービスの利用に当たり、さまざまなサービスを比較検討した上で、サービスの提供や支援を行う必要があるものなど、ケースワーカーとかケアマネジャーなどの専門家でなければ対応できないような内容も含まれてまいります。それらの事案・ケースについては、健康福祉課の福祉係、健康係や介護事業所などが、その事案、ケースを引き継ぎまして、専門機関が連携して対応を進めてまいります。地域で活動する委員さんが個別事案やケースを抱え、孤立しないように支援しているところでございます。

次に、ことし3月に策定しました小布施町のちを守るネットワーク推進計画との関係でございしますが、民生児童委員さんの役割は非常に重要なものとして位置づけてございます。

町では、今後、役場の職員全員がゲートキーパー研修を受講するというところで、第1回を5月25日に開催したところでございます。職員がゲートキーパーとしての自覚を持って、町民の皆さんのSOSに気づき、関係機関や役場庁内において連携して支援できるように努めてまいります。

ただ、この取り組みには、自治会に深くかかわっていただき、日ごろから見守り活動を行っていただいている民生児童委員さん、皆さんのお力添えが不可欠なものと考えております。民生児童委員さんにはゲートキーパー研修の受講をお願いし、悩み事や困り事などを抱えてしまったとき、早い段階で相談・支援につなげられるよう、引き続きご協力をお願いしていくものでございます。

保険や福祉サービスの利用など具体的な面では、町では、まいさぼ信州長野とか、町社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、民生児童委員の皆さんの活動を支え、引き続き相談体制の一端を担っていただくようお願いしたいと考えてございます。

先ほど議員ご指摘のとおり、民生委員・児童委員制度は100年という長い期間、地域における活動を通じて培われてきた制度でありまして、これからも地域に必要な職務として欠かすことのできない制度と考えております。

また、相談者のプライバシーの配慮ということにもご指摘がございましたが、役場内でも相談者の情報を共有しなければ対応が進まないわけではありますが、共有するに当たって、よく知っているあの職員というようなことで他人には知られたくないというようなご意見も間々いただくことがございまして、町としても対応に苦慮しているところであります。

先ほど申しました、いのちを守るネットワーク推進協議会で、役場内に設けている分科会でも、そこら辺のプライバシーの保護等について議論があったところでございます。職員の意識の向上と情報の管理・保護について、さらに研究と研修を重ねまして、相談された皆さんのプライバシーの保護を第1に相談支援業務に当たってまいりたいと思っております。今後も、町としてさまざまな観点から委員の皆さんの負担軽減を考えまして、時代の流れに合った体制の強化を図ってまいります。民生児童委員さんと連携をとりながら、地域福祉の増進に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今現在、小布施町には民生委員が17名で、主任児童委員以外は地区担当を持って活動をしているということでございます。

そういう中で、来年、一斉改選期ということで、民生児童委員の活動自体が、これから高齢化なり、非常にひとり暮らしの老人が増えていく、そういう事態を想定しますと、小布施町にも、この16名以上の方々にもご協力をいただかなければいけない事態が想定されてくるわけですが、あくまでも民生児童委員は県知事の指揮監督のもとで活動されますので、町独自の人員というのは確保することはできないと思うんですが、この町の要望というのはどのくらい県知事、また国に申し上げて、その実態に見合った形での対応がお願いできるのかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

それと、やはり民生児童委員の活動というのは、非常に公な活動でございます。そういう意味で、先ほど、その活動の内容によりまして、一部、町が一般財源で18万4,000円で参考図書とか民生児童委員さんの視察の研修に職員が同行するその旅費等の経費ということなんですが、そういう対象の経費は、やはりこの民生児童委員の活動交付金の中に含めていいのではないかというふうに考えるわけですが、要綱等で定められているという先ほどの説明ですが、その辺の要望等で改善等はしていけるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（関悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのご質問でございますが、委員定数の増に向けて、県でどの程度要望が受け入れられるかということでございますが、大変申しわけありませんが、そこについては明確な答えは持ち合わせてございません。

先ほどの繰り返しになりますけれども、町としまして、これまでの改選の経過、それから、増の必要性をしっかりとお伝えさせていただくということで考えてございます。

次に、交付金に含まれない経費について、県が負担できるようにならないかということかと思いますが、これにつきましても、現在の要綱等に従って町では受け取っておるところでございまして、非常に難しい部分はあるかと思いますが、必要な経費をきちんと県に報告しまして、できる限り受け取れるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目は、小学校の英語教科化への取り組みについて伺います。

英語教育は、長年、読む・聞く力が重視され、学習もそれに呼応し、文法や語彙などに多くの時間が割かれてきました。しかし、実際のコミュニケーションや交渉の場で求められる

書く・話すといった発信力の育成が足りないとされ、今後重視する課題とのことです。

小学校での英語活動は2002年に総合学習の時間を使って始まり、2011年からは小学5、6年生で年間35時間必修となりました。英語活動の時間は約15年間で小学校に定着してきています。とはいえ、英語活動は教科ではないため、教科書もなく、成績もつきませんでした。文部科学省の次期学習指導要領では、2020年度から小学校教育に英語が導入されます。小学3、4年生では英語を正式教科として外国語活動を、聞く・話すに重点を置いて行い、小学5、6年生では英語を正式教科として、読む・書くを段階的に加える。英語に親しむための外国語活動の開始を現行の小学校5年生から小学校3年生に早め、年間35時間を充てるとのことです。

また、小学校5年生と小学校6年生は、教科書を使う正式な教科の「外国語科」となり、現行の35時間（週1時間）から年間70時間（週2時間）に倍増されるとのことです。

町では基礎学力の定着と学力向上の充実を図るため、小学生の英語授業を2年前倒しにして本格実施し、英語教育推進員を配置して取り組むとのこと。その内容等についてお伺いをいたします。

1点目は、授業は誰が受け持つのでしょうか。

次に、教科書が用意され、成績がつくのでしょうか。

児童に授業時間が増えるのでしょうか。

外国語指導助手（ALT）は、国・県からの人的支援はあるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） きのように引き続いて、傍聴の方、ありがとうございます。御礼申し上げます。

関谷明生議員の基礎学力の定着と学力向上を図るため、小学校の英語授業を2年前倒しして実施するが、その内容について伺うということでもあります。

4点ほどご質問いただいております。

ご質問にありましたとおり、小布施町では、本年度、次期学習指導要領に定める2020年度からの全面実施を2年前倒しをし、小学校5、6年生の英語科と小学校3、4年生の英語活動をスタートいたしました。

全面実施を2年前倒しする理由は、教育長初め、教育委員会の強い願いでもありますが、

2年後までには全国で導入する制度であるので、早期導入・早期定着を図るということ、それから2つ目に、有能な英語教育推進員が存在している優位性を英語授業の確立や児童の学力向上に生かす。3つ目に、英語授業ができるクラス担任の養成をするということでありませす。

また、3、4年生の英語活動とは、児童が英語や異文化への理解を深める。音になれ、外国に対する興味や関心を高める。当たり前英語がある環境づくりをするというようなための活動であります。

1つ目のご質問にお答えをいたします。

英語の授業は、当初、各クラス担当が受け持つこととなっておりました。このため、町では平成29年度においてその準備を進めるため、英語教育推進員1名を小学校に配置をさせていただき、3年生から6年生までの英語活動を通じ、クラス担任がなれない英語の授業を行えるよう指導する体制をつくってまいりました。

しかしながら、もともと英語を教える想定をしていない小学校の先生方が英語の授業を担うということは大変難しく、現時点では、英語教育推進員とクラス担任が2人1組で教えていただくという形をとっております。

長野県では、本年4月から専科の英語教員20名を県内の小学校に配置をいたしました。今後、専科の教員が増加していくものと考えておりますし、積極的に県では増加をさせていってもらいたいというふうに思っております。

次に、2つ目のご質問にお答えをいたします。

教科書の問題、英語の授業については、文科省が作成した教材、3年生「Let's Try! 1」、4年生「Let's Try! 2」、5年生「We Can! 1」、6年生「We Can! 2」という教材がございます。これを用いて指導をしていただいております。

5、6年生は、英語の授業となっておりますので、他の科目と同様に成績もつくようになります。

3つ目の授業時間のご質問についてお答えをいたします。

昨年は英語活動として3年生から6年生全てが年35時間、週1時間の授業を受けておりました。今年度、3、4年生は年35時間で変わりませんが、5、6年生は英語科ということになり、年70時間、週2時間に増えております。議員のご指摘のとおりであります。

この増加分を水曜日の6時間目に1ます追加して対応しているため、トータルの授業時間も増えております。これが現状であります。

4つ目のご質問にお答えします。

A L Tの先生については、昨年まで中学校にお1人、幼・保・小にお1人の2名をお願いをして配置をしておりました。このうち、幼・保・小に配置をお願いをしていた先生が3月で退職されましたけれども、後任の方が見つからず、現在空席となっています。このため、中学校をお願いをしているA L Tの先生が時間を調整し、金曜日に小学校へ行き、クラス担任の先生と2人1組で教える形で授業を行っております。

A L Tの先生の配置に関しては、国や県からの支援はなく、町単独の財源でお願いをしておりますが、引き続き、これまでどおり、もう1人、後任者の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 関谷明生議員の再質問の途中でありますけれども、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） ご苦労さまです。

8番、小林一広議員から、都合により遅刻する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 3点について再質問をしたいと思います。

1点目は、長野県では、本年4月から英語専科の英語の教員が20名採用され、県内の小学

校に配置されたという答弁でしたが、栗ガ丘小学校へはその要望をされたのかどうか、1点お伺いしたいと思います。

それと、ALTにつきましては、多分、小布施町では、非常に歴史のある採用をされてきたのではないかと思います。しかし、今年度、1名の方が3月に退職されてから欠員ということで、この幼・保・小の1名の先生の力というのは非常に大きいのではないかなというのを感じています。

というのは、ことしの運動会で小学校2年生の遊戯が「A・B・C」という踊りといひますか、遊戯でした。その演奏している曲が、多分、「A・B・C」という英語の歌だったと思うんですが、それを小学生が一糸乱れず、その英語の音楽に沿って踊っている。あれ、これはどういうことかなとちょっと考えたときに、やはり幼稚園のときに、このALTの先生が、遊戯なり、それから音楽なりで、その英語に携わっていただいた成果が出ているのかなというのを感じましたが、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

それと、これは要望なんですけど、小布施町では、グローバルコミュニケーション事業として、HLAB、いわゆる日米の大学生、それから全国の高校生が集うサマースクールがメインですが、その中で、本年で6年目を迎えます。平成27年からは、この中学生向けに英語を学ぶ楽しさを味わったり、また、英語によって年齢や職業、国境を超えて、普段出会わない人との交わり、感覚、結びつきが自分の視野を広げて次の成長の糧になる、そういうグローバル合宿が実施されています。これは2泊3日なんですけど、いわゆる外国のお兄さん、お姉さんと会話をするという、その体験が非常に重要なものではないかなというふうに感じています。

今回も、小学生にその英語プログラムができた中で、ぜひ、この英語に親しむということで、小学生にもぜひ、外国のお兄さん、お姉さんと対話できる、そんなプログラムをこのサマースクールの中で取り入れていただいたら、より、この小布施に集う意義といひますか、また、誇りに思う点にもなるのではないかと思います、その辺の考え方についてもお聞きしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 再質問の1番目と2番目について、私のほうから。

まず、英語の専科が長野県で20名張りつけたと、こういうことなんですけど、文科省も長野県も、去年のかなり最後まで、幾ら先行導入しても、クラス担任が英語を行うんだと、ずっとこういう姿勢だったわけです。

だけれども、長野県のみならず、全国どこの教育委員会も、今の担任のその英語能力というものに、なかなか担任が英語の授業を行うということについて、実際には無理があると、こういう声が大変どこでも大きかったわけです。それで、ずっと担任が行うんだ、担任が行うんだと言ってきたんですが、最後の最後の3月近くになって、急遽、20名専科をつけると、こういうことに長野県はなったわけです。それで、20名について、じゃ、上高井ではどこに張りついているのかというと、今は1名、高山小と日滝小と小山小を3校受け持ちで1名がついているわけです。その1名について、どこの小学校に配属しようかというのは、私どもの教育委員会には特に話がなくて、校長会のほうで最後の最後に話があって、もんだと、こういうことなんです。

私どもの栗ガ丘小学校のほうでは、そのときは、既に小嶋英語教育推進員をクラスに入れて、彼が主体で担任と一緒に授業をやるという体制でいくと決めてしまっていましたので、栗ガ丘小学校長がそういうことを言って、さっきの小学校3校のところに急遽追加になった英語専科の先生が1名張りつくことになったと、こういうことです。

それで、英語の専科の先生が20名でも張りついてしまったということは、当然、クラス担任が授業を行うことと英語の専科の先生が行う授業というのは、おのずと差があるので、英語の専科の先生というのは中学の英語の免許を持っていないとできないので、そうなる、今後どうなるかという、この差を設けたまま英語の専科を教える学校と担任が教える学校がなかなか併存していきにくいとういうか、教員が教える学校からは、当然英語の専科の先生の要望があるわけなので、多分、増えていくのではないかと今思っています。経過はそんな感じでした。

それから、ALTの今、ジョウ先生に長年やっていただいて、去年は幼・保・小学校で半分教えてもらったんです。だから、1カ月について半分教えてもらっていました。半分は日大の小学校に行っておられて、ことしからは日大小学校の専属になられるということで、私どももその後任を探したのですが、なかなか半日とか3分の1という方が見つからなくて、4人ほど当たったんですが、現状、欠になっていると。引き続き、探しております。今、全くALTがないというのは、幼・保と小学校の1、2年生が全くいないという状況になっていて、3年生、4年生は中学のALTにカバーしてもらっています。

1番の2番のところだけお答えしました。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問3番目にお答えいたしますけれども、1、2も関連があるわけ

ですけれども、私自身が、英語教育を語るということは、かなりおこがましいことではある
んでありますけれども、ただ、その気持ちを教育長並びに教育委員会では大変理解をしてい
ただいて、1、2番の問題についても一生懸命取り組んでいるということでもあります。

それから、3つ目の再質問でありますけれども、私自身は、議員ご指摘のとおりだという
ふうに思っております。

言葉の学習というのは、まず、国語たる日本語からという、そういう国語からしっかり学
習すべきだという学者先生もおいでになり、このことも一理あるなどは思いますけれども、
今や、英語はよい悪いは別として、国際社会で生きる今後の日本においても絶対に必要なコ
ミュニケーションツールであるというふうに思っており、また同時に、その言語の背後にあ
る異文化理解も非常に大切なことだと考えております。そのためには、少しでも早く、本当
に低学年のうちから教育を取り入れていくべきだというふうに私は思っておりますし、教育
委員会もそういう判断をしていただいております。

そうした中で、日本中からの高校生、あるいは世界からの大学生、それからフロントラン
ナー、こういうすばらしい皆さんが集うHLABサマースクールは、ある意味、大チャンス
であるというふうに考えております。

ただ、HLABのそれ自体のプログラム上の都合があります。それから、小学校のカリキ
ュラムの都合、あるいは休みの都合と、いろいろ課題も多いわけでありまして。そういう都合
がうまく合えばということ、それから、難しいということはわかっておりますけれども、余
りにももったいないというふうに思っております。今後、保護者の皆さんのご理解をいただ
いたり、あるいは先生方のご負担にならないようなよい方法を見つけながら、そういう部分
に気をつけながら、小布施独自のプログラムを教育委員会、あるいは議員の皆さんとご相談
しながら積み重ねていきたい、組み立てていきたいというふうに思っております。

また、HLABサマースクールだけにとどまらず、大変ありがたいことに、小布施町では
日本中からの、あるいは世界の若い方々が集うプログラムがほかにもたくさんございます。
あらゆるチャンスを捉えながら、小学校・中学校の教育と何とかすり合わせていきたいとい
うふうに思っております。

栗ガ丘小学校も、小布施中学校も、これは町立であり、決して県立や国立ではないという
ふうに思っているのです。独自のプログラムがあって当然だろうというふうに考えております。
ぜひ、お力を貸してください。

○議長（関 悦子君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1件、5項目の質問をいたします。

1級河川松川の洪水対策はということで、千曲川洪水ハザードマップが更新され、想定訓練も実施し、町民にも周知されつつあるところではありますが、さらなる心配事として、松川の川底（河床）が堤防やそれぞれの橋からかなり近いところに巨石も含めて見られます。特に千曲川の近くに從ってまいりますと、土砂まじりになって川底が平らというか平たんになっています。各地で集中豪雨による洪水や土石流で堤防が破壊され、家並みのみ込まれていく悲惨な様子がよく放映されますが、町の南側を東から西に走っている松川も大変心配事です。一旦決壊すると、小布施町も大変なことになってしまうと思われまます。

そこで質問をいたします。

（1）松川の洪水や土石流、土砂崩壊のハザードマップの作成と、さきに発行された千曲川洪水ハザードマップとあわせた町民への周知はいつごろになるか。

（2）町民皆さんの安全・安心のことを考えると、川底の改良や堤防の強化等の企画については、町はどのような考えを持っておられるか。

（3）町の危機管理として、河川工学専門機関や国・県との企画、対策状況はどうか。

（4）高山村付近、上流部の砂防ダム施設の安全性はどうか。また、両町村の連絡体制については万全か。

（5）非常事態時の町民への素早い連絡周知は。また、シミュレーションはどのようなになっているかをお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、福島議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目、松川の洪水、土石流、土砂崩壊のハザードマップの作成、町民の皆さんへのお知らせはいつごろかではありますが、松川の洪水による100年に一度の降雨による浸水想定区域図は平成21年6月に県から示されております。

松川が大島地区で曲がる場所から越水し、北部に浸水していくというものでありまして、千曲川洪水ハザードマップで以前お示しした、100年に一度の降雨による浸水想定区域とほぼ同じ区域となっております。

水防法の改正によりまして、千年に一度の降雨を想定した想定最大規模降雨の浸水想定区域図を作成することとなりましたが、千曲川については平成28年5月に公表しており、松川においては、平成31年度に公表を予定しております。平成31年度のいつごろ発表になるかによってもまた違いますけれども、平成31年度、または32年度にはハザードマップを作成、お知らせできる予定であります。

なお、土石流、土砂崩壊によります土砂災害警戒区域等につきましては、既に千曲川洪水ハザードマップの中については記載をされておるところであります。松川についての記載はないという状況でございます。

2番、3番、一緒にお答えをさせていただきますが、川底の改良、堤防の強化について。それから、国・県との対策状況については一緒にお答えをさせていただきます。

松川につきましては、県によりますと、昭和39年度からの築堤、護岸整備によりまして、計画高水に対応する河川改修は完了をしております。平成12年度からは、河道内の偏流によります破堤防止対策としまして、低水護岸の整備や、緊急性が低い箇所を除きました落差工の整備を行ってきたとしております。

当面は、河道の変化を注視しつつ、治水の安全性を考慮し、必要に応じて河床整備や立木伐採等の河川維持工事を実施してまいりますが、県では今のところ堤防強化については予定はないとしております。

町によりましては、これは国・県も同様であります。近年多発しております想定を超えた災害発生を踏まえまして、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するという考え方に立ちまして、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築に向けた取り組みを進めております。

松川に関しましても、長野圏域大規模氾濫減災対策協議会を設置しておりまして、減災のための目標・取り組みなどを関係機関で共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めておるところであります。この組織につきましては、長野圏域の市町村長と警察、県の地域振興局や保健福祉事務所、建設事務所などを構成員に、国土交通省や千曲川河川事務所、気象庁、長野气象台、東京電力などがアドバイザーとして加わっており、総合的な対策が立てやすい組織となっております。

具体的な事業といたしましては、長野圏域の総地区における減災に係る取り組み方針をまとめておりますが、情報伝達に関する事項、それから水防に関する事項などの現状と課題、減災のための目標、おおむね5年で実施する取り組みなどを定めております。

4番目、5番目についても一緒に答弁をさせていただきます。

高山村付近、上流部の砂防ダムの安全性、両町村の連絡体制は万全かということ、それから、非常事態時の町民の皆様への素早い連絡周知、シミュレーションはということであります。

まず、須坂建設所管内の砂防堰堤全体につきましては、平成25年度に点検を実施しております。高山村の松川にある砂防堰堤では、堰堤の安全性に影響を及ぼす損傷や河道に影響する異常な堆砂については認めることはなかったということでもあります。その後は、大きな出水後に砂防施設の点検を実施しておりますが、異常は認められていないということでもあります。

非常事態時の町民の皆さんへの連絡ですけれども、主に同報無線及びスマートフォンや携帯電話へのメール配信、エリアメールで行うこととしております。松川の増水による避難につきましては、地域防災計画に記載の千曲川についてつくったタイムラインに準じまして避難勧告等を行うことができるというふうに考えております。河川の水位の情報から、避難準備、避難勧告、避難指示等を行ってまいります。

一方、松川の土石流につきましては、長野県が運用します河川砂防情報ステーションから提供されます事前の気象情報から危険を察知しまして、高山村とも連絡をとりながら避難勧告等の準備を行うこととしております。長野県と気象台が共同で発表する情報でありまして、土砂災害発生危険基準線を超えた場合に、土砂災害警戒情報が発令されますが、これは同時に、避難勧告の判断基準ともされておりまして、この情報とともに、現地となります高山村とも情報共有させていただいた上で、町は危険をお知らせするということとしております。

以上です。

○議長（関悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 松川は、洪水というよりも土石流が発生する川であります。今の川底にたまっている土石を巻き込んで、まさに川底をえぐるようにして流れてくるのが土石流と言いますが、巨石と巨石がぶつかって、きな臭いにおいが発生するという話もよく聞いておりますが、再度、そこでお伺いいたします。

一旦、事が起きてしまうと、これまで延々と築いてきた観光、町並み、修景、まちづくり、

農業等々が失われます。ましてや、人命が失われることになると、何か小布施町というのは完全に破壊されてしまうことになると思いますが、このことを踏まえて、安全・安心を確保するために、手抜きなく各方面と協議を続けているとは思いますが、その辺の点はいかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の土石流の危険性につきましては、町政懇談会でも、心配だという話をお聞きしております。これは、非常に法律的なこともあります、いわゆる増水というものと土石流というものが、長野県においては管轄する部署が違っておるんです。河川課と砂防課になりますけれども、それぞれの立場で対応をするというふうになっております。

土石流につきましては、国がいわゆる危険区域を指定する際に、土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令というものが決まっております、その中で土石流につきましては、その流水が山麓における扇状の地形の区域に流入する地点より上流部分の勾配が急な河川、しかも5平方キロメートル以下であるものに限るという話になっております。

したがって、その結果を反映して、高山村には非常に多くの土石流の危険地域といったものが指定されております。ただ、その地域が、あってはならないことですが、一旦崩れたといったときに、松川を伝わって小布施町に到達するわけですが、その後の話については、これは、対象外であるという考え方を今とっておりまして、それでは困るということで、県のほうに要望をして、それこそ、技術的にどういふふうに流れるのかと、どういふふうに堤防を乗り越えるのか、あるいはそれがどういふふうに流れていくのかというようなことについて、ぜひ研究してくださいという要望は前々からしております。

今回、立ち上がりました協議会の際も、そういったお願いをしておりますが、なかなか現状では、法律を盾に、対応をしていただいていない状況であります。ただ、こういった危険性というものはなくなるわけではありませぬので、引き続き、そういう危険性を県に訴えて、技術的な支援をいただくということをしてまいりたいと思います。

一方、ソフト、こういったものに頼るといふことばかりではなくて、防災訓練等でこういう土石流がもし発生した場合に、どういふふうな避難の仕方があるのかといふことを一緒に考えていただきまして、町とすれば、この土石流がもし発生した場合には、避難の仕方がきっと違うだろうと。今やっております第1避難所の公会堂に集まってといったことはまずできませんので、すぐに、とにかく川から離れてくれ、あるいは垂直に逃げてくれというよう

なことをお知らせをして、できるだけ減災に努めるというふうなことを合わせてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 毎年、町長を初めとする町政懇談会が開かれておりますが、そこでも松川の土石流についての町政懇談会というのは確かに必要になってくるとは思いますが、ぜひその辺のところを踏まえてやっていただければと思いますが、その辺は考えておられるのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 議員おっしゃるとおり、非常に危険なことであります。ぜひ、そうさせていただきたいというふうに考えておりますが、なかなか情報といいますか、具体的な情報というのが出てこない状況がありまして、例えば、先ほどの避難の際の垂直避難ですとか、あるいは川から離れるといった、そういったソフト的なものに限られますが、ぜひ、こういった危険性を、それから逃げ方を、減災の取り組みをお知らせしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小林正子君

○議長（関 悦子君） 続いて、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） 通告に基づいて、2点質問します。

1点目、誰もが住みなれた地域で安心して住み続けられることができるまちづくりを求めます。

私も含めて、周りでも高齢者夫婦世帯、高齢者1人世帯が増加しています。また、高齢になった親の世話をして自分の自由な時間もとれない、1日24時間をすっかり親の世話に充てている方もいます。もっと、介護保険制度を利用したほうがいいよというくらい、よく面倒を見ています。また、介護が必要になった両親の面倒を見るのに、必要な時間に合わせて会社の勤務時間を調整している人もいます。両親が高齢になり、戻ってきて一生懸命世話をしている友人もいます。それでも、子供と一緒に生活してくれているので、高齢になった親た

ちは、何よりも安心していただける、ありがたいことだと話しています。事情があって子供と一緒に住むことのできない高齢者の方々は、大変寂しい思いをしています。

「地域の住民として、自治会に入っている、川掃除、お宮掃除等々の出役に参加することすらできなくなってきて、皆さんに迷惑をかけて申しわけないので、回覧板も配り物も要らないから、隣組を抜けさせてほしい」福原のある方は、「買い物に行きたくても行けない。コンビニを近くに持ってきてくれないか」とまでおっしゃっています。高齢化は高齢化率が高くなっているという数字だけでなく、高齢者の暮らし方がそこまで深刻になってきています。

老人クラブが唯一の楽しみだった方が、足腰が弱くなって、「皆さんに迷惑をかけるからやめさせてほしい」、「公会堂のお茶会だけでも出てきたら」と言っても、高齢者は、人に迷惑をかける、このことが一番の負担になるのだと思います。この負担をケアすることが求められています。

一方、障害のある高齢者は、介護保険制度でヘルパーさんが生活援助や身体介護で入っているのですが、ケアマネジャーに「毎日来てほしい」と訴えます。「毎日は無理なの」とケアマネがお話すると、「自費でいいから、1日誰とも顔を合わすことができないと、不安で不安で夜も眠れない」と訴えます。障害のある方も高齢者も不安な日々を送っているのではと思います。そこへ、保健師さんが定期的に顔を出していただくと、それだけでも不安は取り除かれます。また、子供たちの安全の見守りも大事です。子育て中のお母さんから聞かされました。「仕事で遅くなって、子供が学校から帰ってきて家に入れず、家の前でずっと待っていた。子供に申しわけない気持ちでいっぱいになった」とお話しされています。

最近、富岡議員の質問の中にもありましたが、子供たちが犯罪の被害者になり、命を失うなど、この世界一治安がいいと言われてきた日本で、かつての都市型の犯罪や事件が静かな田舎町で次々と起こっています。信じがたい事態です。子供に「どうしたの」と一声かけてあげる近所の人的一声で、どんなに元気になるかわかりません。それが、犯罪に巻き込まれる危険を救うことにもつながると思います。

そこで、具体的に質問します。

まず、高齢者が孤立しない、孤立させない対策についてですが、高齢になった両親を一生懸命面倒を見ている人たちも、また、孤立しやすいのであります。それに対する対策についてどう進めていますか、答弁ください。

2つ目、障害のある方たちへの保健師のかかわり方についてですが、以前の保健師のあり

方について、私の一般質問に対して、「人口比率で国の基準よりも多く採用している小布施町。保健師の訪問活動が行えるようにしていく」と答弁されました。現在、保健師さんの障害者、高齢者さんへのかかわり方、訪問活動の実際はどうなっているのか、答弁ください。

また、3つ目、ほかの市町村では、高齢者、障害者、子供への動静把握を工夫しています。例えば水道メーターや冷蔵庫の扉にセンサーをつけて、ずっと動かないとか、冷蔵庫のあけ閉めが1日に1回もないと安否確認するなどですが、町はどのような対応をしていますか、ご答弁ください。

4番目として、私は、センサーなどより、人と人の対面による見守りが何よりも大事で、必要だと思っています。そういう点で、全自治会で整備されてきた助け合いマップが日常的に実践されることが大事だと今までも指摘してまいりました。町長のお考えをお聞かせください。助け合いマップの実際の行動をどういうふうにやっていただけたら一番小布施町が安心かという点で、町長の考えをぜひお答えください。

以上の点について答弁を求めます。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、小林議員の誰もが住みなれた地域で住み続けられるまちづくりについてご質問にお答えしたいと思います。

まず、高齢者が孤立しない対策ということですが、核家族化が進み、人口の多い団塊の世代の高齢化もあり、孤立しやすい高齢者が今後さらに増え続けていくことが予想されます。

町では、高齢者が孤立しないために、ひとり暮らし高齢者を対象として、ボランティアによる電話での安否確認をするお元気コールや、外出して社会とかかわりを持ってもらうためのひとり暮らし交流会などの事業を実施しています。

事業は、社会福祉協議会に委託していますが、事業の通知等は郵送ではなく、地域の民生児童委員の皆さんに毎回声がけや安否確認を兼ねて、ほぼ該当者全員に配っていただいています。

また、ひとり暮らし高齢者の見守りの一つとしては、これは午前中の答弁でも出てまいりましたが、配食サービス、ふれあい給食があります。これは、安否確認を兼ねて月曜から金曜の昼食と夕食を本人の指定した曜日に定期的にお届けするもので、これまでも本人が不在だったり、声をかけても返事がないなどのときには、町に連絡が入り、様子を見に行くなどしています。

このような町のサービスのほかに、やはり高齢者本人が普段から自治会や隣近所や老人クラブなど、地域の皆さんとのおつき合いをいただくことや、それから、ゲートボールやマレットゴルフ、カラオケなど、さまざまな活動に参加していただくことが大切ですが、そういう仲間づくりが苦手な方もいらっしゃるようです。

そこで、既に町内の各地域ではひとり暮らしの高齢者や昼間独居となる高齢者の皆さんを誘っていただき、お茶のみサロンが11カ所で地域住民の皆さんにより運営されています。高齢者の皆さんが毎回楽しみに参加されている地域もあります。今後は、高齢者のみでなく、地域の中で孤立した人がいなくなるよう、地域住民の支え合い活動による見守りを含めた居場所づくりへの支援を強化していきたいということが必要と考えております。

次に、障害のある方への保健師のかかわりについてですが、保健師の障害をお持ちの皆さんに対するかかわりとしては、主に症状が不安定な方や健康面で心配のある方に対する訪問、それから電話による相談、医療受診や精神面での相談支援に対応しています。

また、福祉サービス利用に対する相談や各種機関との連携、連絡調整、サービス利用に関して個別の支援会議に参加しているケースというものがあります。

次に、他の市町村での高齢者、障害者、子供への見守りが必要な住民への動静を工夫している例があるがということですが、高齢者の見守りについては、テレビの電源の入り切り、ドアの開閉、冷蔵庫の開閉、電気ポッドの利用等で家族、親族に本人が元気であることを知らせるものや、警備会社による見守りシステムなど、既に民間業者により多種多様な商品として売り出されており、既にご利用されている方もいらっしゃるようです。

町としての高齢者の見守りのサービスとしてシステム等を利用したものについては、緊急通報システムがあります。ひとり暮らし高齢者や外出できない重度身体障害者を対象に、緊急時にボタンを押すと、あらかじめ登録されたご近所に通報が行き、駆けつけてもらうという、電話回線を利用したものです。このシステムは、火災のときの熱を感知して自動通報する機能も備えております。また、先ほどもお答えしましたが、お元気コールとふれあい給食が、安否確認を含めた見守りサービスとなっています。

子供の見守りについては、さきの富岡議員の質問でも教育委員会のほうでお答えしましたとおり、登下校時の際、PTAや地域住民有志による見守り活動や警察が推進していることを守る安心の家、ホワイトエンジェルスや商工会青年部やまちづくり委員会の皆さんによる青色防犯パトロールがあります。

そのほか、保護者が仕事で帰りが遅く、帰宅しても子供だけになってしまうような家庭の

ためには、放課後児童クラブがあります。これは、共働きのご家庭の子どもさんであれば、小学校まで利用できますが、あらかじめの登録が必要になります。今後、急なニーズに柔軟に対応できるよう、高齢者に限らず、子供も含めた、やはり居場所づくりがますます重要になってくると思われます。

続いて、助け合いマップが全自治会に制定されていますが、どう実行していくかというご質問です。

議員ご指摘のとおり、先ほどからのご質問の高齢者などや子供の見守りについては、やはり人と人のつながりによる見守りやお互いの助け合い、支え合いが必要と考えております。今年度から始まった第7期介護保険事業計画の中でも、地域の支え合う仕組みづくりについて目標として掲げています。

助け合いマップとは、地域支え合いマップのことと思われませんが、これについては、災害時行動マニュアルの一部として地域防災マップとともに作成いたしました。作成は平成22年度から一部自治会において開始し、平成23年度には全自治会で完成しました。以降、毎年、自治会ごとに更新されております。当初の作成目的は、災害発生時の避難困難で支援が必要と思われるひとり暮らし高齢者や70歳以上のみで構成される世帯などを地域支え合いマップの対象としまして、対象となる人たちを「要援護者」と規定し、災害時、公会堂などに集合したときに要援護者さんが集合していないことに気づき、皆さんに知らせる人を「支援者」と規定して、いずれは、日常の支え合いにつなげていこうというものでした。

この地域支え合いマップを実際に活用した例としては、昨年1月の大雪のときでした。健康福祉課から急遽支援者に対し、要援護者さんの安否確認を電話で依頼を行ったことにより、支え合い意識を高めることができたかと思えます。

地域の支え合いを進めるには、支え合いの意識の醸成が必要です。地域支え合いマップが災害時だけでなく、根幹である自治会やコミュニティをどうしたいのか、この地域で安心して暮らし続けるためにはどんなことが必要なのか、自分たちは何ができるのか、地域の課題等について考えていただくための一つのきっかけにさせていただけたらと思っております。

町報おぶせ5月号に掲載させていただきました松村自治会での支え合いまちづくり勉強会はその1つであります。今後、生活支援コーディネーターが中心となり、さわやか財団の協力のもと、6月、7月に既に、支え合いまちづくりの松村学習会をまた予定しています。具体的な地域づくりにつながることを期待しています。

いずれは、自治会単位、また、コミュニティ単位で町内全域において同様の学習会と地区

ごとの支え合いの仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 何点か再質問したいと思います。

まず、孤立しないための対策として、地域のお茶のみサロンが11カ所で行われているという点なんですけれども、地域のお茶のみサロンには歩いて公会堂まで行かなくてはいけないということで、だんだん足腰が弱くなってくると、そこまで歩くのも大変になってくると。そういう点では、歩くのが大変、それと、ほかの人に迷惑をかけるからという、そこに行くことさえできないので、やめさせてもらいたいというような、それは、孤立化の第1歩になっていってしまうのではないかという心配があります。そういう方々への電話でのお元氣コールだけでは、私は不十分ではないかというふうに思っております。

それと、その方がふれあい給食とか、そういうものをとっていない場合が多いので、そういう点では、ぜひ、もう少し考えをしていただきたいと思います。

それと、2番目の障害者に対する保健師のかかわりという点なんですけれども、本当に今、障害のある方たちがいろんな点で孤立していて、そういう点では、高齢者も、障害者の方たちも孤立していたりと、そこで私も以前に保健師の仕事という点で質問したことがあったんですけれども、そこで、保健師が一番やるべき仕事は、訪問活動ということだと思っております。その訪問活動の中には、子供に対する訪問活動、それから、高齢者、障害者に対する訪問活動という点で、そこへの訪問活動を重点的にやってほしいということを以前にも話をして、小布施町は、そういう点では保健師の数はよその国の基準よりも多く採用しているので、そういう方向で頑張っていくというような、以前にはそういう答弁をいただいたことがありますので、竹内さんのときだったかと思うんですけれども、そういう点では、ぜひ、そういう訪問活動がどういうふうに行われるのか、行うようにしていくのかという点では、ぜひ、そういう点で、何をおいても保健師の訪問活動というのに対しては重点的にやっていただきたいというふうに思います。

それと、3番目の点についてなんですけれども、子供の見守りという点では、今、放課後に放課後児童クラブがありまして、それも本当に一生懸命頑張ってやっていただいています。かなり広く拾っていただいているんですけれども、毎回、親御さんが帰りが遅くなるというわけではなくて、特別に何かあったときに帰りが遅くなって、その子供さんがうちに入れずじっと待っていたという、事例もあるので、そういうときには、やはりご近所の方の一声運

動とか、そういうことが大事ではないかなというふうに私は感じます。

そういう点での見守り体制ということが必要ではないかと思うので、そういう点での町民の皆さんへのアピールというものをぜひやっていただきたいと思います。

それと、4番目の支え合いマップというものの松村の方たちのお話を伺うと、本当に、雪が降ったときには、ひとり暮らしの方とか、そういう方や体の大変な方のところにはちゃんと雪かきに行っているんだよ、また、ごみを出すのも、近所の松村の中のボランティアの団体の方たちが一生懸命ごみ出しもやっているんだよというような、俺たちはこういう活動をしているんだという、松村の方たちのお話をお聞きしましたけれども、私は、それが全町的になったら本当にいいなというふうに思っています。

5月号で「支え合いのまちづくり」ということで、まず、松村の方たちが勉強会をやったという点で、それが松村の先進的な活動がそういう点では生かされているのではないかなというふうに思うんですけども、そういうことがやはり全町的になっていってくれたら、本当に小布施町ももっと住みやすい、それから、1万人ちょっとの町ですから、そういう点では、小布施町全体で、本当に必要な方たちへの見守りとか、そういうことができるようなまちづくりをぜひやってほしいと思うので、その点で、再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 小林議員の再質問にお答えしたいと思います。

小林議員には、日ごろからいろいろボランティア活動にも参加していただきまして、本当にありがとうございます。

お茶のみサロン等も協力していただいているかと思いますが、このお茶のみサロンに、例えば歩いてこられない方のお年寄りというのは、確かにそういう方もいらっしゃるんだろうなと思います。ただ、今、先ほどの松村の勉強会の話も出ましたが、そういうことも含めて、地域でそういう居場所づくりをつくったときに、ここまで来られない人ってどうしようとか、誰が、じゃ、迎えに行く、誰かここまで連れてこられる人いる。というようなものとか、そういったものを地域の中で仕組みづくりとしていけたらいいのかなと思っております。逆に、みんなに迷惑をかけるからということではなくて、地域の中で「助けてよ」と言える地域づくり、そういったものが必要になってくるのかなと思っておりますので、そんな形でますます、松村の例ですけれども、それを全町的に広げていけたらなと思っております。

そのためには、今、いろんな地区で地域ごとにコミュニティとかでも話し合いが持たれているかと思いますが、それが、全て地域づくり、そういったものの助け合いに今後つながって

いくと思いますので、高齢化の中で、絶対にそれが必要になってくるということを、皆さん地域の方に自覚していただきながら、一緒に町もそれを支援したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、保健師のかかわりについてなんですが、確かに保健師さんが訪問してくれるというのはとても安心することなんですけれども、現状、今、保健師たちは先進保険の関係の方たちの懇談事例的なものが大変増えていまして、そういったものに今たくさん手をとられている状況だと思います。

普通にお元気で、保健師でなくても、もしかしたらお話のボランティアさんとか、ちょっと様子を見に行ってくれる人がいたらいいのかなという方については、やはり地域の中で、支えていただけたらありがたいかなと思っております。

また、極力、役場の中の体制の保健師活動も見直す中で、訪問したほうが効果的なのだと思いますか、いいものについては、もちろん障害者だけでなく、子供にもそうですし、普通の成人もそうなんですが、訪問をしてまいる予定でいますので、よろしく願いいたします。

あと、子供の見守りについてですけれども、毎回、常に共働きというのは、多分、皆さん、放課後児童クラブ等をお使いになっていらっしゃると思うんですけれども、急なときというのは、確かに、それはちょっと無理だということで、教育委員会にも確認しましたが、それはちょっと対応できないかもという話なんです、そういったとき用に、やはり民間の皆さんの力が必要になってくるのかなと思います。

例えば、まだ、これはしっかりと定着しているわけではないですが、民間の方でトポストとか、今、小学校の前で子供たちが帰りに寄っていけるように、今、定期的にお茶を出したりとか、見守り活動みたいなものをこれから少し参加したいという声もお聞きしていますので、例えば、そういう居場所をつくってあげて、その日急におうちの方が遅くなってしまったときには預かるみたいなことが、これからできていくのかなと思っております。また、そういう人たちの力をいただいて、そういった仕組みづくりもしていけたらなと思っております。

それから、支え合いマップにつきましては、議員のおっしゃるとおりです。本当に地域の中の支え合いとして生かしていけたらいいと思います。その、松村の学習会みたいなものを全町的にこれからやっていくつもりでいます。生活支援コーディネーターさんが地域の中に入って、町も一緒に支援しながらやっていきたいと思いますが、まず、自治会のほうに、「町から言われたから押しつけられた」とか、「やらされた」とかというふうにはしたくないので、自治会の皆さんから、これ、将来、自分たちに必要だねというふうに思ってもらえ

るような意識の醸成を、まず学習会でしていきたいと思っておりますので、また、議員の皆さんにもご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 先ほど、高齢者の孤立と同時に、一生懸命介護をされている方たちへの孤立防止という点では、一昨年12月ごろだったと思うんですけども、栗ガ丘に議会報告に行ったときに、あるご婦人の方が、親の面倒を一生懸命見ているんだと。それで、一生懸命見ているんだけど、相談したいとか、そういうときに相談する場所がないという。町まで支援センターに行くというところまではちょっと無理なので、そういう相談するカフェみたいなものがあって、そこに行くとか誰かが相談に乗ってくれるような、そういう場所もつくってほしいというようなこともお話が出たんです。

それで、そういう点では、親を必死になって介護している方たちの一番の気持ちというのは、自分が行き詰まったときに、そういういつでも行って相談できる場所というのか、カフェのようなもの、コーヒーを飲みながら相談を受けてもらえるような場所をぜひつくってほしいというようなお話があったんですけども、以前、「オレンジカフェ」、そういうものは小布施町には1カ所で行っているようなんですけども、そのオレンジカフェだけではなくて、いろいろな介護カフェというか、そういうものがあつたらいいなというふうに皆さん思っているんですけども、そういう点では、小布施町は今後、どういう方向で進めていくのか、その辺について再度お願いします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） ご質問にお答えします。

介護をされている方の介護人さんの孤立といいますか、1人で抱え込んでいるという、そういう状況ですよね。

まず、先ほど小林議員がおっしゃっていましたオレンジカフェは、昨年の終わりのほうで町のほうで立ち上げて、毎月第1木曜日の午後、皆さん来てくださいということで、認知症のオレンジカフェなんですけれども、介護されている方、どなたでもどうぞという形でやっております。そこには、保健師等相談に乗れる者もおりまして、和気あいあいと、ちょっと日ごろの介護を忘れる中で、相談のある方は別室で相談を受けるみたいな形をとっておりますので、そういったことをご利用いただきたいと思います。

今回、まだ1カ所だけなんですけど、できれば町内の各所に、主立った、例えばグループホ

ームが2つ……。新生病院が出てきましたけれども、民間の皆さんがやっているグループホームなんかは、そういったところも居場所づくりとして使ってほしいというお話もありますし、また、社協さんにおいては、やはり、月1でそういった介護人さんへの相談の時間を設けておりますので、そういったPRなんかもう1回していくのが必要なのかなと思います。

また、ケアマネジャーさんがそういう方にはついていらっしゃると思うので、ケアマネさんにももう啓蒙する中で、そういったちょっと孤立になって抱え込んで、いろいろストレスがたまっている介護人さんについては、できるだけ早くそこで気がついてあげて、町のほうに連絡をいただくとか、そういった形のことを少し強化していけたらなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2点目の鳥獣被害、とりわけ猿被害への対策について質問いたします。

数年前にも、猿の被害で町が雁田山の山麓に電柵設置の話がありましたが、最近のような出没状況ではなくて、住民の意見もまともらずに来た経過があります。最近の被害はすさまじいと聞いています。

水上不動の住民の方が、在宅のときに実際に目視した一端を紹介いたします。

昨年12月、2回目撃。猿が屋根に上り、干し柿が熟したころに全部食べてしまう。水の木の残り木も全部食べる。干してあったタマネギも持っていく。屋根を走り、コブシの花芽、落ちカリンを取っていく。ことし2月、早朝から出没。ごみ場をあさる。コブシの花芽、落ちカリン、屋根を走り、食べ物を物色。3月から、3つの群れのような。

3つの群れ集団が来ている。ほかには、はぐれ猿、ネギや庭木を折っていつている。以後、違う群れが屋根を走っている。その日の午後。また、4月1日、3日、22、23、24、25日に目撃。早朝、午前、午後、夕方と出没。女性に対しては威嚇が始まる。ごみ場所をあさり、ネギや大根、コブシの花芽を食べ散らかす。野菜を踏み荒らす。5月12、14、20日、21日に目撃。朝、子猿が長い間鳴く。女性に対して威嚇し、イチゴを荒らす。朝5時半ごろ、松川の上の群れがあり、松川から来る。今までは、雁田山から降りて来るだけだったのが、松川からも上がってくる猿の群れもできてきている。夕方から夜、松川のほうから猿の鳴き声。珍しい光景だということです。

この猿の群れの出没状況は、不動地域という限られたポイントでの家にいたときのことであつて、雁田山山麓全体では、もっと深刻なものと思われます。野菜は、ありとあらゆるも

のを食べ、食べないのはピーマンだけ。イチゴやブルーベリー、イチジク、リンゴなど、野菜や果物だけでなく、女性に対して威嚇し、屋根の上を走り回り、屋根瓦や雨どいも壊されるに及んでいます。

町長は以前、町民との懇談で、猿と何とか共存できないかと話されたとのことですが、とても共存などと悠長なことは言っていられない状況になってきているのであります。対策をぜひ進めてほしいと思います。

以下、具体的に答弁ください。

町は、町内の猿等の鳥獣による野菜被害、住宅や住民生活への被害の実態をどう把握しているのか、お答えください。被害額についてもお答えください。

被害地域住民の声をどう聞いてきたか答弁ください。

どのような対策をとってきたか、その対策の効果はどうであったか。今後、どのような対策を講じていくか。雁田山だけでなく、松川からの出没もあるとのことですので、その点も考慮しての対策を求めますが、答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまのまず、鳥獣によります農業被害、人への被害実態、被害額ということをございますけれども、鳥獣類によります被害状況把握につきましては、これまで駆除を担っていただいております猟友会さんをお願いしまして、農作物被害を中心に、日ごろの巡回活動をいただいております。そういった活動の中で、農家さんなどの情報交換から得た被害状況といったことを伺ってきております。

ことしといたしますか、29年産作物からは、農協さんの協力をいただきまして、全町の果樹部会員さんを対象に、被害面積あるいはその被害額、被害状況を、これを直接お伺いするように変更しまして、より詳細な被害情報の収集に努めてございますが、ただ、やはりどうしても販売作物が中心になります。自家消費まではなかなか把握は難しいというのが実態でございます。

それから、住宅、人への被害ということですがけれども、我々、これまで住宅や人への被害といったものは特段聞いてございません。中には、住宅の中に野性獣が住みついたということも伺っておりますけれども、そのお宅の個別の対策で解消していただいているものと思っております。

ただ、熊につきましては、やはり人への危害が非常に懸念されます。目撃情報が入り次第、

即座に同報無線で注意喚起の広報をさせていただいております。また、あわせて、目撃された自治会の自治会長さんに速やかに情報等をご提供いたしまして、区としても注意喚起に向けた区内広報、そういったものでご協力をお願いしてございます。

それから、被害額ですけれども、10年前、平成20年になりますが、雁田地区の被害を中心に、約470万の被害があります。そのうちの6割強が猿、イノシシになりますが、獣類の被害でした。これが、昨年、作物では、210万円と減少してございます。温泉から北になるんですけれども、電柵あるいは緩衝帯整備あるいはモンキードッグの巡回等、複合的な対策が功を奏してきているのではないかなというふうには思っております。

反面、鳥によります被害が、一貫して100万円前後で推移してございます。やはりなかなか、鳥についてその対策の難しさといったものが顕著になっているということでございます。ちなみに、昨年の聞き取りを行った結果ですけれども、被害総額、鳥も含めて210万円のうち、獣が約41万円、そのうち猿が10万円ということでございます。

それから、被害地域の皆さんの声をどう聞いてきたかと、また、どのような対策を図ってきたかということです。

まず、全町的なお話をさせていただきます。

鳥獣類によります農作物被害に対しては、町では昭和50年代初頭より、まず、鳥類による被害対策を図るべく、農業委員会初めJAさん、果樹部会員さん等々、農業関連団体の皆さんと一緒にしまして農作物害鳥駆除推進協議会を設置してまいりました。

そして、平成に入りまして、やはり雁田山沿いを中心に、獣によります被害が大きくなったという、これは雁田区からの声もいただく中で、雁田区の組合さんにも、先ほど申し上げました町の協議会に入っていただく形の中で、現在、対策の中心を図っております農作物有害鳥獣駆除推進協議会として対応を図ってまいりました。

その対応の中身でありますけれども、これは主に、雁田山麓への電柵の設置であるとか緩衝帯の整備であるとか、あるいはボランティアさんになるんですが、モンキードッグの巡回であるとか、いただいております。

それで、ご質問にありました水上地区に関してでございますけれども、こちらにつきましては、平成26年に水上地区から町に対しまして、同地区への主に猿による出没被害が出ていると。対策を求める声が寄せられております。

それで、町としましても、野性獣の出没状況、あるいは進入防止についての懇談を自治会と行っております。

当時、水上区からは区長さん初め、被害の大きい隣組の皆さんが参加されまして、当時ですけれども、ただいま議員からご紹介いただいた被害状況など、当時の被害状況についてお話をいただいています。やはり対策案としましては、雁田区同様、その電柵設置であるとか緩衝帯整備と、こういった複合的な対策を図ることで、抜本的とは申せませんが、ある程度の効果はあるということでお話をしております。

ただ、課題としましては、その際に、こうした整備について、設置後の維持管理、これが非常に地元のご協力を得なければ難しいところがあると、効果がやはり薄れてしまうことから、そちらについてお話をさせていただいております。

実際に、現在、対策を実施していただいております雁田区でも、その全区民の皆さんによります雁田地区有害鳥獣類防止対策組合、これは自主的に組織されまして、小布施温泉さんから北に約3.6キロになりますが、電柵を張り巡らせておりまして、その電柵の周辺部の除草作業、こちらを年3回以上、組合の役員さんに出動をいただいて管理されております。

また、雁田山、約4キロ近いんですけれども、毎年、一部ずつではありますけれども、区民総出で下草刈り、下枝刈りという緩衝帯整備も行っております。

こうした設置後の維持管理といったものを水上区でも今後対策を図る上では、区のご負担としてお願いしたいということは当時申し上げたわけなんですけれども、やはりそのところが今すぐ決められないということから、区としては、区民の皆さんにまずはその区の負担が生じるといったことを十分に理解いただいた上で、今後どうするかといったことをまた連絡をするということで、当日になったわけなんですけれども、そこからちょっと今のところまでご連絡がないというのが実態でございます。

町としましても、やはり実際に今、かといって手をこまねくわけにはいきませんので、その26年の話し合いの後、箱穴の設置、それから、これ、町費になるんですけれども、わずかな区間ではありますが、緩衝帯の整備といったものも行ってございますけれども、やはり今現在、その電柵の未整備区間が小布施温泉さんから南側のゴルフ練習場さんまでが対象になると思うんですけれども、約350メートルほどでございます。そのところを全て行政で賄うといったことは、これは非常に困難な部分がございますので、ぜひとも地元の方のご協力もいただく中で、今後取り組ませていただきたいというふうに思っております。

電柵設置につきましても、国のほうへ補助金要望等々もする用意がございますが、やはりその際には、国の補助条件としまして、まずは、その地元が主体となって電柵を設置するんだよということによって、補助率も若干の変動が出てくるというようなこともございますの

で、また、そういった部分も含めて地元のご理解をいただきますよう、今後また、地元とも機会を捉えて話のほうはさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 最近は、松川のほうからも上がってくるという、ただ、雁田山のほうから電柵設置だけでいいのかなという心配もあります。

そういう点でも、松川のほうから上がってくる猿も最近増えてきているという点で、そういう点での対策も求められるのではないかと思います。

それと、十何年前だと思いうんですけれども、猿被害に対して犬を猿対策の猿追いというんですか、そういう点で犬を育成するということがあって、その当時、たしか3匹育成したことがあったと思いうんです。雁田の方たちにお伺いすると、その3匹のうち1匹が亡くなってしまって、あと2匹が高齢化してしまって、なかなか動きが鈍くなってきているという点で、新しくそういう点でも、犬の育成というのはとてもよかったんだよというようなお話を聞いたんですけれども、そういう点で、これから育成していくという考えはどうなんでしょうか、そういう点でもご答弁お願いしたいと思いうんですけれども。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） まず、1点目の松川から上がってくる猿、個体をどうするかということかと思いうんですけれども、現在、我々が把握していますのは、その雁田山から北に連なる志賀高原の連山、山ノ内町さんの地獄谷ですか、そこを主としたその群れがこちらまで動いているということで確認はしてございます。

ただ、その中で、今ご指摘がありましたように、やはり山が周りを取り囲んでおりますから、群れによってはそのテリトリーがより南のほうに動いて松川を下って上がるということも考えられるのかなというふうには思いうんですけれども、その対策を今後どうするかということについて、今、即答は私の中ではちょっと持ち合わせておりません。また、野生獣の県のその自然保護区担当、そういったところともちょっと話をさせていただく中で、この小布施の地形あるいは猿のその個体の移動の状況とか、そういったものも把握する中で、地域としてのその対策方法といったものはつくっていく必要があるのではないかなと思っております。

それから、2番目のモンキードッグの件でございますが、ご指摘のとおり、約15、6年前に3人の方にモンキードッグのボランティアとしてですけれども、ご協力をいただいております。

ます。それで、1頭は亡くなり、2頭についても後継者がなかなか育っていないという現状がございいます。

その中で、我々も、地元の方、あるいは若干地域は外れたとしても、よさこいを続けて散歩をいただく中で、あわせてその見守りをしていただけないかということで、適当な方、そうした方を情報としていただくときに、直接お願いといったものはしてきた経緯というものはあるんですけれども、なかなか皆さん散歩はいいけれども、仕事プラス仕事というのとはというところでご理解いただけないという部分がございいます。今後これを、先ほど申し上げましたが、町として育成したということではなくて、個人のボランティア精神の中でお願いしてきている事業ということでございいますので、そのボランティア精神に大きく頼ってきたというところがございいます。

そこで今後、もし町として育成をするかどうかということにつきましては、ちょっとまだ何とも言えないんですけれども、今後の対策の一つ検討の余地はあるのかなというふうには思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

以上をもって、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分